

玉城町地域防災計画

資料編

令和3年3月

玉城町防災会議

目 次

I. 地域防災計画に係る資料	1
第1章 総則・災害予防対策に係る資料	1
1-1 玉城町の社会的条件	1
1-2 防災関係機関の連絡先	3
1-3 防災関連施設、設備	6
1-4 リスク予測（地震による町の被害想定）	23
第2章 災害応急対策に係る資料	25
2-1 防災上注意すべき自然的条件	25
2-2 指定避難所	32
2-3 町内ヘリポート一覧	33
2-4 指定文化財一覧	34
2-5 災害報告様式	36
2-6 自衛隊災害派遣要請様式等	39
2-7 防災ヘリコプター緊急運航要請書	41
2-8 水道災害応援要請	43
2-9 交通規制	44
2-10 市町村行政機能チェックリスト	45
2-11 町内の建設業者	46
II. 関係法令、協定等	48
第1章 法令等	48
1-1 玉城町防災会議条例	48
1-2 玉城町災害対策本部条例	50
1-3 災害救助法による救助の程度と期間	51
第2章 協定等	57
2-1 協定書一覧	57
2-2 広域の協定	60
2-3 町の協定	69

I. 地域防災計画に係る資料

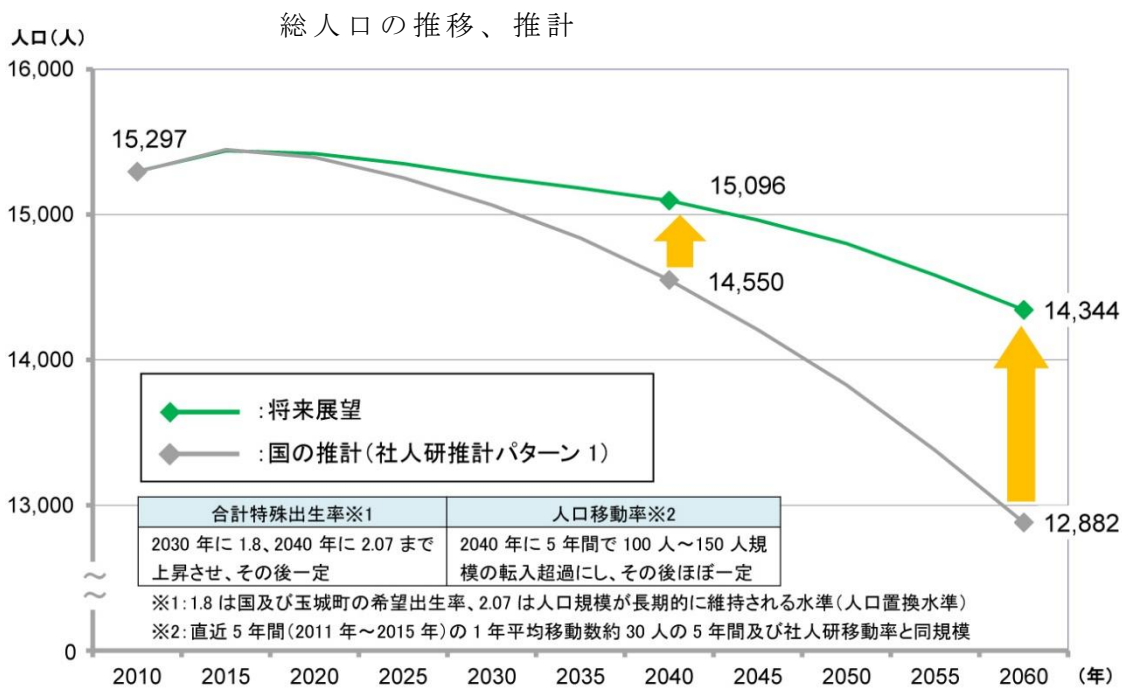
第1章 総則・災害予防対策に係る資料

1-1 玉城町の社会的条件

1 人口の推移と推計

本町の総人口の推移をみると、2010年までの実績は増加しているが、2015年以降の推計においては、2020年に減少に転じ、その後も減少が見込まれている。男女共、ほぼ同様の傾向がみられる。

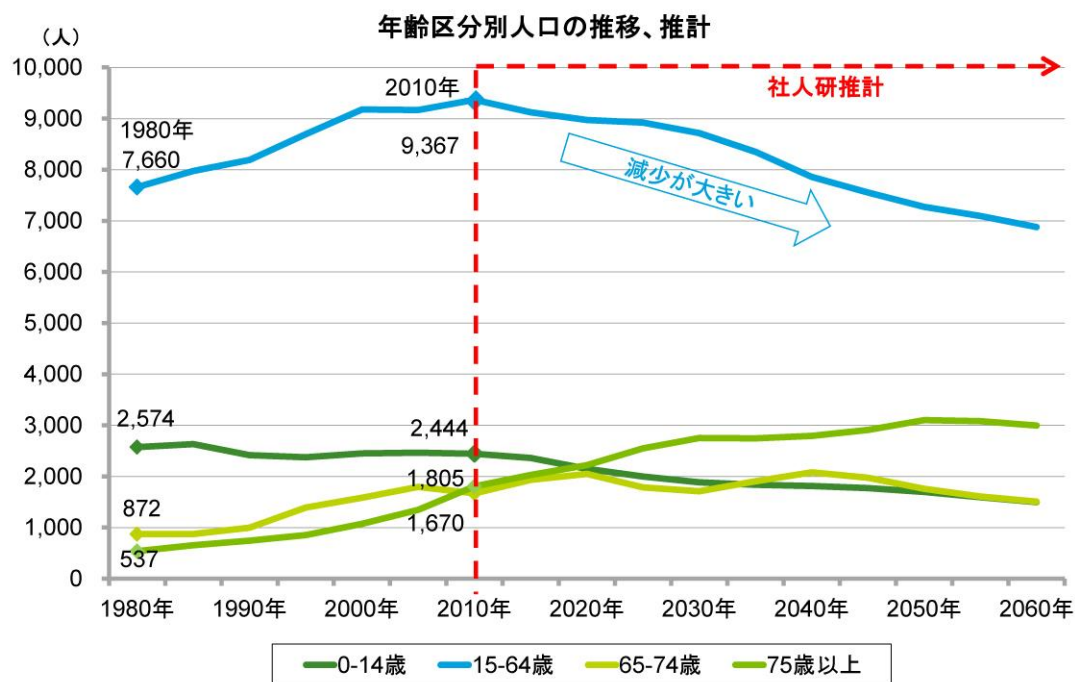
町では、国の機関である国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計に対して、出生率の向上、移住・定住促進等により、下図のように将来人口を展望している。



※出典：玉城町人口ビジョン（平成27年11月）

2 年齢4区分別人口の推移と推計

生産年齢人口（15～64歳）は2010年をピークに減少することが見込まれる。前期高齢者（65～74歳）は2020年まで増加した後、減少傾向に転じ、後期高齢者（75歳以降）は増加傾向が続くことが見込まれる。年少人口（15歳未満）については、減少傾向になっている。



※出典：玉城町人口ビジョン（平成27年11月）

※資料出所：国勢調査（1980年～2010年：総務省）、
社人研推計（2015年～2060年）

1-2 防災関係機関の連絡先

1 町

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
玉城町役場	玉城町田丸 114-2	0596-58-8200

2 県

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
三重県防災対策部 災害対策課	津市広明町 13	059-224-2189
南勢志摩地域活性化局 地域防災課	伊勢市勢田町 628-2	0596-27-5115

3 警察署

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
伊勢警察署 警備課	伊勢市神田久志本町 1481-3	0596-20-0110
田丸駐在所	玉城町田丸 104-2	0596-58-3016
有田駐在所	玉城町長更 178-1	0596-58-4421
蚊野駐在所	玉城町蚊野 2171-20	0596-58-2006

4 伊勢市消防本部

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
伊勢市消防本部	伊勢市楠部町 159-11	0596-25-1261
伊勢市消防署玉城出張所	玉城町佐田 23-1	0596-58-3499

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
東海農政局津地域センター	津市広明町 415-1	059-228-3151
津地方气象台	津市島崎町 327-2	059-228-6818
三重労働局伊勢労働基準 監督署	伊勢市船江 1-12-16	0596-28-2164
中部地方整備局 三重河川国道事務所	津市広明町 297	059-229-2211

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
日本郵便株式会社 玉城郵便局	玉城町佐田 1002-45	0596-58-3075
日本郵便株式会社 東外城田郵便局	玉城町原 877	0596-58-2865
西日本電信電話株式会社 三重支店	津市桜橋 2-149	059-223-9330
ドコモCS東海三重支店	津市羽所町 700 アスト津ビル 10F	059-229-2032
KDDI株式会社 au中部支社	名古屋市千種区内山 3-30-9 佐久間ビル	052-262-6220
ソフトバンクモバイル 株式会社	名古屋市西区牛島町 2-1	052-388-2423
日本赤十字社三重県支部	津市栄町 1 丁目 891	059-227-4145
日本放送協会津放送局	津市丸之内養正町 4-8	059-229-3010
東海旅客鉄道株式会社 三重支店	津市羽所町 700	059-222-7780
東海旅客鉄道株式会社 田丸駅	玉城町佐田 80	0596-58-3066
中部電力パワーグリッド 株式会社三重支社伊勢 営業所	伊勢市岩渕 1 丁目 9-24	0596-28-2134
中日本高速道路株式会社	名古屋市中区錦 2 丁目 18-19 三井住友銀行名古屋 ビル	052-222-1181

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
伊勢地区医師会	伊勢市勢田町 613-12	0596-28-2476
伊勢地区歯科医師会	伊勢市八日市場町 13-1	0596-24-1904
三重県薬剤師会	津市島崎町 312-1	059- 228-5995
三交伊勢志摩交通 株式会社	伊勢市神田久志本町 1500-1	0596-23-5134
三重県 LP ガス 協会伊勢支部	津市柳山津興 369-2	059- 227-6238 災害時専用電話 059- 227-0019
三重県トラック協会 南勢支部	伊勢市村松町字明野 1356-9	0596-37-4267

8 自衛隊

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
陸上自衛隊 第33普通科連隊	津市久居新町 975	059-255-3133

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
玉城町社会福祉協議会	玉城町勝田 4876-1	0596-58-6915
三重伊勢農業協同組合 玉城支店	玉城町佐田 130	0596-58-2155
三重伊勢農業協同組合 玉城支店有田	玉城町長更 141	0596-58-3058
三重伊勢農業協同組合 玉城支店外城田	玉城町蚊野 2023	0596-58-2481
三重伊勢農業協同組合 玉城支店下外城田	玉城町小社曾根 776-16	0596-58-3051
玉城町商工会	玉城町田丸 104	0596-58-3211
日本水道協会三重支部	津市大字殿村 5	059-237-5811

1-3 防災関連施設、設備

1 災害拠点病院

区分	施設名	所在地	連絡先
基幹	県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	0593-45-2321
地域	市立四日市病院	四日市市芝田 2 丁目 2-37	059-354-1111
	三重県厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53	0593-82-1311
	三重県厚生連いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771	0594-72-2000
	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	059-232-1111
	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5	059-259-1211
	松阪市民病院	松阪市殿町 1550	0598-23-1515
	伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471-2	0596-28-2171
	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257	0599-43-0501
	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1 区 15-6	0598-51-2626
	三重県厚生連松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	0598-21-5252
	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25	05972-2-3111
	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831	0595-24-1111
名張市立病院	名張市百合が丘西 1 番町 178	0595-61-1100	

2 災害医療支援病院

施設名	所在地	連絡先
桑名東医療センター	桑名市寿町3丁目11	0594-22-1211
青木記念病院	桑名市中央町5丁目7	0594-22-1711
四日市社会保険病院	四日市市羽津山町10-8	059-331-2000
亀山市立医療センター	亀山市亀田町466-1	0595-83-0990
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1	059-375-1212
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町3038	0596-23-5111
紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750	05979-2-1333

3 救急告示医療機関

施設名	所在地	電話番号	診療科目
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038	0596-23-5111	内、循、神内、 外、整、形、小、 産婦、皮、泌、 眼、耳咽、精、脳 外、歯口、麻、 放、
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1丁目471-2	0596-28-2171	血・感内、肝内、 糖・代内、呼内、 消内、循、腎内、 神内、精、小、外 科、整、脳外、呼 外、心外、産婦、 泌、皮、眼、頭・ 耳咽、放、麻、腫 内、歯口、緩和ケ ア、形
医療法人全一会 伊勢慶友病院	伊勢市常磐 2-7-28	0596-22-1155	内、神内、外、 整、形、小、婦、 皮、泌、脳、放、 リハ

4 町内医療機関

病 院 名	所 在 地	電 話
玉城町国民健康保険 玉城病院	玉城町佐田 881	0596-58-3039
医療法人社団 久瀬医院	玉城町佐田 1750	0596-58-3120
神戸クリニック	玉城町佐田 500-1	0596-58-8499
たまき玉川クリニック	玉城町玉川 286-1	0596-58-1525
医療法人白奉会 中嶋医院	玉城町蚊野 2148-8	0596-58-7067
なかむら耳鼻咽喉科	玉城町玉川 653-1	0596-58-0550
医療法人ふじ 篠塚小児科	玉城町下田辺 725-15	0596-58-6300
延久のみちクリニック	玉城町岡村 461-2	0596-58-8787

5 町内歯科医院

歯 科 医 院 名	所 在 地	電 話
乾温史歯科医院	玉城町佐田 222	0596-58-3618
ささき歯科クリニック	玉城町蚊野 2011-3	0596-58-7903
玉城古川歯科	玉城町勝田 1617-1	0596-58-5121
なかにし歯科クリニック	玉城町佐田 1826-1	0596-58-1188
なかむらデンタルクリ ニック	玉城町玉川 653-1	0596-58-1182
ふくだ歯科医院	玉城町田丸 38-1	0596-58-7500

6 町内薬店

薬 局 名	所 在 地	電 話
さくら薬局伊勢玉城店	玉城町玉川 287-4	0596-58-8931
さわだ薬局栄町店	玉城町佐田 1797	0596-58-0022
志宝薬局桃の木店	玉城町蚊野 2148-3	0596-58-9968
スギ薬局玉城店	玉城町勝田 4872	0596-58-8272
有限会社玉城調剤薬局 病院前店	玉城町佐田 881-5	0596-58-3484
玉城調剤薬局岡村店	玉城町岡村 484-4	0596-58-9588
でぐち薬局	玉城町勝田 5531-1	0596-58-3006
成瀬薬局	玉城町勝田 5507	0596-58-4328
オレンジファーマシー モリタ薬店	玉城町田丸 314	0596-58-6512
フラワー薬局玉城店	玉城町下田辺 725-16	0596-58-0055
ドラッグセイムス 玉城世古店	玉城町世古 431-8	0596-63-5506

7 町有自動車

令和3年1月現在

課名	車種	登録ナンバー
総務政策課	トヨタ ノア	三重 み 502-9214
総務政策課	三菱シ ミニキャブ	三重 く 480-3041
総務政策課	フィットシャトルハイブリッド	三重 は502-5857
総務政策課	トヨタ アルファード	三重 つ301-7012
総務政策課	ニッサン ADバン	三重 て400-9097
総務政策課	三菱シ ミニキャブ	三重 せ480-3965
総務政策課	ニッサン ADバン	三重 と400-2594
総務政策課	ホンダフィットシャトル	三重 の502-2702
総務政策課	トヨタ アクア	三重 の502-7428
総務政策課	スズキジムニー	三重 こ581-2032
総務政策課	スズキジムニー	三重 こ581-2033
総務政策課	トヨタ ノア	三重 す503-5308
総務政策課	スズキ エブリー	三重 め480-4750
総務政策課	スズキ エブリー	三重 め480-2028
総務政策課 (消防)	トヨタ タイ	三重 せ800-3159
総務政策課 (消防)	トヨタ タイ	三重 せ800-3189
総務政策課 (消防)	スバルサンハ	三重 あ80-2450
総務政策課 (消防)	イスゞ エルフ	三重 さ800-6189
総務政策課 (消防)	ハイゼット	三重 あ80-2845
総務政策課 (消防)	ブルーバードシルフィ	三重 す800-2298
税務住民課	スズキキャリ	三重 と480-6476
税務住民課	三菱シ.ジソカイヤ	三重 さ800-8299
税務住民課	イスゞ	三重 す800-6899
税務住民課	イスゞ	三重 す800-7665
税務住民課	イスゞエルフ	三重 な11-3185
税務住民課	ダイハツ ハイゼットタンク	三重 ち480-4419
社会福祉協議会	ヒノ	三重 さ200-284
社会福祉協議会	三菱シ SDカンコウ	三重 は200-134
保健福祉課	スズキ アルト	三重 の581-2440
保健福祉課	トヨタ パッソ	三重 ゆ502-8300
保健福祉課	スズキ エブリー	三重 な480-5938
保健福祉課	スズキ エブリー	三重 な480-7143
保健福祉課	スズキ エブリー	三重 な480-7141
保健福祉課	スズキ エブリー	三重 な480-7140
上下水道課	ハイゼットカーゴ	三重 め480-2735
上下水道課	トヨタ バン	三重 な400-4677
上下水道課	トヨタ バン	三重 な400-4678
産業振興課	スズキ エブリー	三重 と480-9676
建設課	ミニバ ワンシヨ	1 J2-848
建設課	三菱シミニキャブ	三重 え480-5761
建設課	ダイハツハイゼット	三重 い480-804
建設課	ダイハツハイゼットトラック	三重 け480-3823
建設課	トヨタ サクシード	三重 に400-2283

課名	車種	登録ナンバー
教育委員会	三菱ミニキャブ	三重 く480-3040
教育委員会	三菱ミニキャブトラック	三重 ち480-211
教育委員会	三菱ミニキャブ	三重 い480-1343
玉城病院	トヨタカーナ	三重 は77-8607
玉城病院	ホンダライフ	三重 ち51-9535
玉城病院	ホンダ インサイト	三重 せ502-2067
ケアハイツ	トヨタ ヴォクシー	三重 み301-8106
ケアハイツ	ホンダ N BOX	三重 ほ581-7320
ケアハイツ	スズキアルト	三重 と580-6436
ケアハイツ	ホンダ N-BOX	三重 む581-3652
ケアハイツ	トヨタ	三重 つ400-3961
ケアハイツ	スズキアルト	三重 は580-9573
ケアハイツ	スズキアルト	三重 は580-9574
ケアハイツ	スズキ エブリバソン	三重 す480-4596
ケアハイツ	三菱ミニキャブ	三重 あ880-1195
ケアハイツ	トヨタ ハイエース	三重 す800-9361
ケアハイツ	スズキアルト	三重 せ581-4200
ケアハイツ	スズキアルト	三重 せ581-4201
ケアハイツ	スズキアルト	三重 せ581-4202
ケアハイツ	スズキアルト	三重 せ581-4203
ケアハイツ	スズキ	三重 て581-4565
ケアハイツ	スズキ	三重 て581-4566
ケアハイツ	スズキ	三重 て581-4567

8 防災行政無線

(1) 同報系

令和3年1月現在

種 別	設 置 場 所
基地局	総務政策課
子局01	外城田小学校
子局02	保健福祉会館
子局03	中央公民館
子局04	田丸小学校
子局05	玉城中学校
子局06	有田小学校
子局07	下外城田小学校

(2) 移動系

令和3年1月現在

番号	識別信号	局番号	種別	カテゴリ	配備場所
1	ぎょうせいたま きちょうやくば	100	統制台	統制台	総務政策課
2	たまき201	201	携帯	役場	総務政策課
3	たまき202	202	携帯	役場	総務政策課
4	たまき203	203	携帯	役場	総務政策課
5	たまき204	204	携帯	役場	総務政策課
6	たまき205	205	携帯	役場	総務政策課
7	たまき206	206	携帯	役場	総務政策課
8	たまき207	207	携帯	役場	総務政策課
9	たまき208	208	携帯	役場	建設課
10	たまき209	209	携帯	役場	建設課
11	たまき210	210	携帯	役場	建設課
12	たまき211	211	携帯	役場	建設課
13	たまき212	212	携帯	役場	玉城病院
14	たまき213	213	携帯	役場	玉城病院
15	たまき214	214	携帯	役場	保健福祉課
16	たまき215	215	携帯	役場	保健福祉課
17	たまき216	216	携帯	役場	保健福祉課
18	たまき217	217	携帯	役場	保健福祉課
19	たまき218	218	携帯	役場	保健福祉課
20	たまき219	219	携帯	消防団	団長
21	たまき220	220	携帯	消防団	副団長
22	たまき221	221	携帯	消防団	1分団
23	たまき222	222	携帯	消防団	2分団
24	たまき223	223	携帯	消防団	3分団

番号	識別信号	局番号	種別	カテゴリ	配備場所
25	たまき 224	224	携帯	消防団	4分団
26	たまき 225	225	携帯	消防団	1分団
27	たまき 301	301	車携帯	役場	産業振興課
28	たまき 302	302	車携帯	役場	産業振興課
29	たまき 303	303	車携帯	役場	産業振興課
30	たまき 304	304	車携帯	役場	産業振興課
31	たまき 305	305	車携帯	役場	上下水道課
32	たまき 306	306	車携帯	役場	上下水道課
33	たまき 307	307	車携帯	役場	上下水道課
34	たまき 308	308	車携帯	役場	上下水道課
35	たまき 309	309	車携帯	役場	教育委員会
36	たまき 310	310	車携帯	役場	教育委員会
37	たまき 311	311	車携帯	消防団	1分団
38	たまき 312	312	車携帯	消防団	2分団
39	たまき 313	313	車携帯	消防団	3分団
40	たまき 314	314	車携帯	消防団	4分団
41	たまき 315	315	車携帯	消防団	1分団

9 無線車載リスト

令和3年1月現在

自動車登録番号等	車名	管理 部課署	取得年月 (西暦)
三重 と 400-2594	ニッサン ADバン	総務政策課	2012.6
三重 て 400-9097	ニッサン ADバン	総務政策課	2011.6
三重 く 480-3041	三菱 ミニキャブ	総務政策課	2008.7
三重 く 480-3040	三菱 ミニキャブ	総務政策課	2008.7
三重 の 502-2702	ホンダ フィットシ ャトル	総務政策課	2012.10
三重 む 500-468	スズキ ジムニー	総務政策課	2012.10
三重 む 500-469	スズキ ジムニー	総務政策課	2012.10
三重 せ 480-3965	三菱 ミニキャブ	総務政策課	2012.3
三重 せ 800-3189	トヨタ	総務政策課 (消防)	2019.3
三重 せ 800-3159	トヨタダイナ	総務政策課 (消防)	2019.3
三重 あ 80-2450	スバル サンバ	総務政策課 (消防)	2000.9
三重 さ 800-6189	イズブ エルフ	総務政策課 (消防)	2002.3
三重 あ 80-2845	ダイハツ ハイゼッ ト	総務政策課 (消防)	2002.10
三重 す 800-2298	ニッサン ブルーバ ードシルフィー	総務政策課 (消防)	2006.2
三重 え 480-5761	三菱 ミニキャブ	建設課	2006.11

10 防災（水防）倉庫

令和3年1月現在

	倉庫名	所在地
1	玉城町防災倉庫(下田辺)	玉城町下田辺 934
2	南新町防災倉庫	玉城町佐田 384-4
3	勝田町防災倉庫	玉城町佐田 1-5
4	有田地区防災倉庫	玉城町長更 376-1
5	外城田地区防災車庫	玉城町蚊野 2034-1
6	下外城田地区防災倉庫	玉城町小社曾根 776-5
7	田丸小学校防災倉庫	玉城町佐田 1265-5
8	外城田小学校防災倉庫	玉城町蚊野 2022-1
9	中央公民館防災倉庫	玉城町下田辺 800
10	役場防災倉庫	玉城町田丸 114-2
11	玉城町保健福祉会館防災倉庫	玉城町勝田 4876-1
12	玉城町防災備蓄倉庫 (旧浄化センター)	玉城町妙法寺 593-3

(1) 玉城町防災倉庫備蓄品一覧

防災倉庫備蓄品一覧(1)

令和3年3月現在

防災倉庫備蓄品一覧					下田 辺	南新 町	勝田 町	有田 小学 校	外城 田地 区	下外 城田 小学 校	田丸 小学 校	外城 田小 小学 校	中央 公民 館	役場 防災 倉庫	保健 福祉 社会 館	玉城 中 学 校	防災 備蓄 倉庫	計
品名	数	単位	内訳	総数														
ミルクビスケット (24缶入り)	105	箱	24	2,520食				9		20	23	14	6		33			105
クラッカーミニ (24缶入り)	51	箱	24	1,224食				3		11	14	5	3		15			51
計	156			3,744食				12		31	37	19	9		48			156
アルファ米 (田舎)	19	箱	50	950食				2		2	4	4	2		5			19
アルファ米 (わかめ)	61	箱	50	3,050食				6		8	11	10	5		21			61
アルファ米 (チキンライス)	22	箱	50	1,100食				1		5	5	2	1		8			22
アルファ米 (五目)	21	箱	50	1,050食				1		4	5	2	1		8			21
アルファ米 (エビピラフ)	7	箱	50	350食				1			1	1	1		3			7
アルファ米 (ドライカレー)	27	箱	50	1,350食				2		6	6	3	2		8			27
計	157			7,850食				13		25	32	22	12		53			157
新・食・缶パン (プレーン)	42	箱	24	1,008食				4		10	10	6	2		10			42
新・食・缶パン (コーヒーマ)	30	箱	24	720食				2		5	6	4	2		11			30
新・食・缶パン (黒糖)	30	箱	24	720食				2		5	6	4	2		11			30
ひだまり (チョコ)	9	箱	36	324食											9			9
ひだまり (メープル)	7	箱	36	252食											7			7
計	118			2,892食				8		20	22	14	6		48			118
富士ミネラル ウォーター (1.5ℓ)	560	箱	8	2,646本				110		59	80	112	91		108			560
富士山麓の保存水 (500ml)	330	箱	24	7,920本						90	90	30	30		90			330
計	890			10,566本				110		149	170	142	121		198			890
乳児用液体ミルク (240ml)	19	箱	24	456本											19			19
計	19			456本											19			19
使い捨て哺乳瓶	3	箱	230	690個											3			3
計	3			690個											3			3

備蓄毛布		枚		695 枚	80	10	50	148	100		277			10	20			695
フリース		枚		527 枚	7				200	160		90	40	20	10			527
計		枚		1,222 枚	87	10	50	148	300	160	277	90	40	30	30			1,222
サージカルマスク	21	箱	2,500	52,500 枚				1		1	1	1	1	2	1	1	12	21
計	21			5,2500 枚				1		1	1	1	1	2	1	1	12	21
防護服	668	着		668 着				20		20	20	20		329	239	20		668
計	668			668 着				20		20	20	20		329	239	20		668
救急箱	16	個		16	6									10				16
組織用救急箱	9	個		9	4			1		3		1						9
外傷セット	5	個		5	5													5
計	30			30	15			1		3		1		10				30
災害用組立トイレ	20	箱		20				2				13		5				20
簡易トイレ (下水道直結型)	10	箱		10								10						10
Milet(トイレ)	12	箱		12	3					9								12
計	42			42	3			2		9	23			5				42
ワンタッチテント	12	箱		56										24			32	56
計	12			56										24			32	56
パーティーション	17	箱		102							24				32		46	102
計	17			102							24				32		46	102
簡易アルミベット	10	箱		10								10						10
計	10			10								10						10
段ボールベット	16	箱		16													16	16
計	16			16													16	16
自動膨張マットレス	5	箱		5											5			5
計	5			5											5			5
布担架	1	架		1											1			1
計	1			1											1			1
畳(上敷き)	9	枚		9				2		2	2	2	1					9
計	9			9				2		2	2	2	1					9

※ 各小学校設置の防災倉庫は、体育管内の倉庫の備蓄品を含む。

※ 防災備蓄倉庫は旧浄化センターです。

防災倉庫備蓄品一覧(2)

防災倉庫備蓄品一覧					下田 辺	南新 町	勝田 町	有田 小学 校	外城 田地 区	下外 城田 小学 校	田丸 小学 校	外城 田小 学校	中央 公民 館	役場 防災 倉庫	保健 福祉 社会 館	玉城 中学 校	防災 備蓄 倉庫	計
品名	数	単位	内訳	総数														
発電機(2kw)	11	台		11			2		1	1	1	1	5					11
発電機(ガス)	1	台		1						1								1
発電機(ソーラー)	4	台		4							3		1					4
計	16			16			2		1	5	1	1	6					16
投光器(バルーン)	11	個	三脚付	11			1		1	4	1	1	3					11
計	11			11			1		1	4	1	1	3					11
浄水器(エンジン)	2	台		2			1			1								2
浄水器(トランク)	5	個		5							2		3					5
浄水器(自転車積載)	2	台		2			1						1					2
計	9			9			2			3			4					9
組立水槽	2	基		2	2													2
計	2	基		2	2													2
ウォーター バッグ (6ℓ型)	1 1 3	箱 箱 箱	100 180 200	100 180 600	1 2		1 1											100 180 600
計	5				3		2											880
自転車	2	台		2									2					2
石油ストーブ	1	台		1			1											1
トラロープ	多数			多数	多数													多数
レンジャー ロープ	1	巻	200m	13mm									1					200
ブルーシート	35			35	10	5							7			13		35
レスキュー キャリア	3	台		3									3					3
レスキューミニ	4	台		4									4					4
ゴムボート	1	艇		1					1									1
ライフ ジャケット	10	着		10						10								10
男性用半袖シャツ M L LL	1 1 1	箱		40着 25着 40着										40 25 40				40 25 40
計				105着										105				105
男性用半袖パンツ M L LL	1 1 1	箱		55着 46着 60着										55 46 60				55 46 60
計				161着										161				161

女性用半袖シャツ M L L L	1 1 1	着		57 着 45 着 56 着											57 45 56			57 45 56
計				158 着											158			158
女性用ショーツ M L	1 1	着		113 着 109 着											113 109			113 109
計				222 着											222			222

※下外城田小学校のゴムボート及びライフジャケット10着は、消防団第4分団車庫内に保管

防災倉庫備蓄品一覧(3)

防災倉庫備蓄品一覧					下田 辺	南新 町	勝田 町	有田 小学 校	外城 田地 区	下外 城田 小学 校	田丸 小学 校	外城 田小 学校	中央 公民 館	役場 防災 倉庫	保健 福祉 会館	玉城 中学 校	防災 備蓄 倉庫	計
品名	数	単位	内訳	総数														
木杭	21 7	束 束	バラ 5 6	90本 105本 42本	90	8	7		13									90 105 42
計	28			237本	90	8	7		13									237
角材(垂木) 2m	15	本		15本	15													15
角材(3寸角)	4	本		4本	4													4
足場板(4m)	14	枚		14枚	14													14
コンクリートBR	13	個		13個	13													13
土のう袋 (ビニール製)	26 25	束	400 200	10,400枚 5,000枚	1	11	14		25									10,400 5,000
計				15,400枚	400	4400	5600		5000									15,400
草刈り鎌	5	丁		5										5				5
のこぎり	2	丁		2										2				2
パール	2	本		2										2				2
スコップ	32	丁		32	17		5		10									32
かけや	6	丁		6	4		2											6
一輪車	3	台		3	3													3
つるはし	3	丁		3	3													3
大ハンマー(鉄)	2	丁		2	2													2
たこ	1	丁		1	1													1
斧(小)	1	丁		1										1				1
バケツ(金属・プラ)	11	個		11	11													11
紐(リール巻き)	1	個		1	1													1
塩化カリウム	9	袋		9			9											9
クーラーボックス	1	個		1										1				1
サーキュレーター	10	個		10				2		2	2	2			2			10
延長コード	5	本		5			1	1		1	1	1			1			5
土のう作成器	1	個		1														1

11 自主防災組織・自衛消防団

玉城町自主防災組織		
整理番号	名称	自治区名
1	栄町1区自主防災対策委員会	栄町1区
2	栄町4区自主防災会	栄町4区
3	原区自主防災会	原区
4	玉城苑自主防災委員会	玉城苑区
5	山岡自主防災会	山岡区
6	勝田町区自主防災会	勝田町区
7	山神自治区自主防災会	山神区
8	宮古区自主防災会	宮古区
9	南新町自主防災会	南新町区
10	昼田区自主防災会	昼田区
11	西世古区自主防災会	西世古区
12	岡村区自主防災組織	岡村区
13	伊勢団地区自主防災組織	伊勢団地区
14	萱町自主防災委員会	萱町区
15	荒子区自主防災会	荒子区
16	世古区自主防災会	世古区
17	岡出区自主防災会	岡出区
18	元町区自主防災隊	元町区
19	殿町区自主防災会	殿町区
20	長更区自主防災組織	長更区
21	朝久田区自主防災会	朝久田区

※令和3年3月現在

玉城町自衛消防団			
整理 番号	名 称	自治区名	ポンプ (台)
1	原区消防団	原区	2
2	蚊野消防団	蚊野区	1
3	蚊野茶屋区自衛消防団	蚊野茶屋区	1
4	野篠消防団	野篠区	2
5	矢野区消防団	矢野区	1
6	積良区消防団	積良区	1
7	山神消防団	山神区	1
8	勝田消防団	勝田区	1
9	長更自衛消防団	長更区	1
10	井倉区自衛消防団	井倉区	1
11	宮古自警消防団	宮古区	1
12	岡出消防団	岡出区	1
13	富岡自衛消防団	富岡区	1
14	中角区消防団	中角区	1
15	三郷自衛消防団	三郷区 (小社・曾根・山岡・昼田)	2
16	岩出区自衛消防団	岩出区	1

※令和3年3月現在

1-4 リスク予測（地震による町の被害想定）

		プレート境界型地震		内陸直下型地震
想定地震		(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震（冬夕発災）	(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震（冬夕発災）	布引山地東縁断層帯（東部）（冬夕発災）
人的被害（死者、重傷者、軽傷者数）		約 20 人、30 人、200 人	約 200 人、300 人、500 人	約 0 人、10 人、100 人
建物被害（全壊・焼失）		約 400 棟	約 2,900 棟	約 100 棟
避難者数		1 日後で約 1,100 人（うち避難所外約 400 人）、1 ヶ月後で約 5,600 人（うち避難所外約 3,900 人）	1 日後で約 6,500 人（うち避難所外約 2,600 人）、1 ヶ月後で約 12,000 人（うち避難所外約 8,600 人）	— ^{※5}
帰宅困難者		2,700 人		—
ライフライン	停電件数	直後で 8,300 軒（約 89%）、1 週間後で約 0 軒	直後で 8,300 軒（約 89%）、1 週間後で約 300 軒（約 3%）	—
	上水道断水	直後で約 16,000 人（約 100%）、1 週間後で約 11,000 人（約 73%）	直後で約 16,000 人（約 100%）、1 週間後で約 14,000 人（約 89%）	—
	下水道機能障害	直後で約 15,000 人（約 100%）、1 週間後で約 13,000 人（約 87%）	直後で約 15,000 人（約 100%）、1 週間後で約 13,400 人（約 89%）	—
	固定電話不通	直後で約 3,200 回線（約 89%）、1 週間後で 0 回線	直後で約 3,300 回線（約 90%）、1 週間後で約 300 回線（約 9%）	—
	携帯電話停波基地局率	1 日後 81%、1 週間後 0%	1 日後 82%、1 週間後 9%	—
物資不足 ^{※1}	給水不足	1～3 日目の計 64 トン 4～7 日目の計 936 トン	1～3 日目の計 78 トン 4～7 日目の計 1,057 トン	—
	食料不足	1～3 日目の計 7,072 (6,932) 食 4～7 日目の計 18,398 食	1～3 日目の計 42,341 (42,189) 食 4～7 日目の計 59,016 食	—
	生活必需物資（毛布）不足	0 枚	6,320 (6,298) 枚	—
医療機能支障	医療対応力不足数	入院対応約 40 人 外来対応約 200 人	入院対応約 300 人 外来対応約 500 人	—
	医師一人あたり診療すべき患者数 ^{※2}	外科系 9 人 外科系以外 24 人	外科系 74 人 外科系以外 55 人	—
	日常受療困難者数	入院約 40 人 外来約 300 人	入院約 60 人 外来約 500 人	—
住機能	中期的住機能支障 ^{※3}	994 世帯	3,058 世帯	—
	長期的住機能支障 ^{※4}	994 世帯	3,058 世帯	—

		プレート境界型地震		内陸直下型地震
想定地震		(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震 (冬夕発災)	(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震 (冬夕発災)	布引山地東縁断層帯 (東部) (冬夕発災)
廃棄物	災害廃棄物 (瓦礫)	約 20 千トン	約 200 千トン	—
	一般廃棄物 (生活ごみ)	発災後～3 か月後 家庭ごみ 約 400 トン/月 粗大ごみ 約 70 トン/月 3 か月～半年 家庭ごみ 約 300 トン/月 粗大ごみ 約 30 トン/月 半年～1 年後 家庭ごみ 約 300 トン/月 粗大ごみ 約 20 トン/月 発災後 1 年間計 家庭ごみ 約 4,200 トン 粗大ごみ 約 400 トン		—

※1：物資不足は、町のみで対応した場合を記載。() 内は、余剰量の半分を抛出した場合。

※2：医療施設従業医師数は、外科系 4 人、外科系以外 9 人と設定。

※3：中期的住機能支障は、発災後約 1 か月～約 2 年と設定。

※4：長期的住機能支障は、発災後約 2 年～数年以降と設定。

※5：ライフライン等の被害想定は、南海トラフ地震のみとなっている。

(出典：三重県被害想定結果 平成 26 年 3 月)

第2章 災害応急対策に係る資料

2-1 防災上注意すべき自然的条件

1 山腹崩壊危険地区【三重県農林水産部 治山林道課】

番号	位置	面積 (ha)	人家	公共施設
1	宮古	4	11	0
2	上田辺 朝久田	2	25	1
3	岡村	1	10	0
4	玉川 上玉川	1	20	0
5	玉川 上玉川	1	20	0
6	長更	1	5	0

(出典：三重県地域防災計画添付資料 平成27年3月修正)

2 急傾斜地崩壊危険箇所【三重県県土整備部 防災砂防課】

(自然がけ)

番号	箇所名	位置	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設
1	田丸1	田丸 (城郭内)	45	110	15	0	有り
2	田丸2	田丸 (城郭内)	35	90	14	7	
3	朝久田	朝久田朝久田	60	150	8	7	
4	宮古	宮古別所	35	90	10	5	
5	上玉川	上玉川里	35	160	20	7	

(出典：三重県地域防災計画添付資料 平成27年3月修正)

3 水防法及び土砂災害防止法に定める避難確保計画策定指定施設

(1) 水防法に定める施設

番号	施設名	住所	伝達方法	備考
1	玉城病院	佐田 881 番地	58-3039	済
2	玉城町社会福祉協議会	勝田 4876 番地 1	58-6915	済
3	ケアハイツ玉城	佐田 881 番地	58-3770	済
4	ネクスト(デイ)	妙法寺 398 番地 1	58-0300	
5	つどい(ホーム)	佐田 1102 番地 1	58-1400	済
6	上々(身障者就労)	佐田 705 番地 2	64-8955	済
7	いろ葉(児童発達支援)	田丸 2146 番地	63-9381	済
8	Pal life (放課後デイ)	田丸 355 番地 1	65-7030	済
9	からふるシド(放課後)	久保 407 番地 1 新畑マンション 1B	63-9920	済
10	田丸小学校	佐田 1247 番地	58-3046	済
11	有田小学校	長更 376 番地	58-2321	済
12	田丸保育所	田丸 114 番地 3	58-3077	済
13	有田保育所	長更 444 番地 8	58-4411	済
14	さくら児童館	佐田 1247 番地	58-8527	
15	いなほの郷児童クラブ室	長更 376 番地 1	58-3956	
16	デイサービス センター玉城館	妙法寺 394 番地	58-3303	済

(2) 土砂災害防止法に定める施設

番号	施設名	住所	伝達方法	備考
1	宮古ヒルズ(老人ホーム)	宮古 2329 番地 4	58-0700	済
2	ショートステイ「柿の葉」	宮古 331 番地 1	58-1197	済

※ 備考欄の済は避難確保計画策定済み

令和3年3月31日現在

4 防災重点ため池

令和元年6月現在

コード 番号	池名	受益 面積	堤高	利用 実績	人家等 への 被害の 有無 (※1)	基準か らみた 位置付 け (※2)	警戒ため 池の詳細 (※3)
244610001	世古池	419.8ha	6.5m	利用	有	警戒 ため池	監視 ため池
244610002	本田池	3.3ha	4.5m	利用	有	警戒 ため池	
244610003	新池	0.7ha	5.9m	利用	有	警戒 ため池	
244610004	吉祥寺池	419.8ha	6.7m	利用	有	警戒 ため池	監視 ため池
244610005	シシヤキ池	0.8ha	2.1m	利用	有	警戒 ため池	
244610006	大山田池	0.0ha	6.0m	なし	有	警戒 ため池	
244610007	牛尾崎池	419.8ha	10.0m	利用	有	警戒 ため池	監視 ため池
244610008	小亀池	0.0ha	3.3m	なし	有	警戒 ため池	
244610009	北山田池	0.0ha	4.0m	なし	有	警戒 ため池	
244610010	サンバ池	0.0ha	4.5m	なし	無	—	—
244610011	吠池	4.0ha	8.3m	利用	有	警戒 ため池	
244610012	ヒジヤ池	11.8ha	13.4m	利用	有	警戒 ため池	監視 ため池
244610013	原新池	11.8ha	14.8m	利用	有	警戒 ため池	
244610014	幸神池	7.2ha	3.6m	利用	有	警戒 ため池	

コード 番号	池名	受益 面積	堤高	利用 実績	人家等 への 被害の 有無 (※1)	基準か らみた 位置付 け (※2)	警戒ため 池の詳細 (※3)
244610015	新池	3.7ha	8.8m	利用	有	警戒 ため池	重点 整備 ため池
244610016	大内谷池	2.1ha	11.1m	利用	有	警戒 ため池	重点 整備 ため池
244610017	奥池	2.2ha	6.7m	利用	有	警戒 ため池	監視 ため池
244610018	山田新池	11.7ha	14.0m	利用	有	警戒 ため池	
244610019	里山池	18.1ha	11.0m	利用	有	警戒 ため池	監視 ため池
244610020	大池	41.6ha	5.3m	利用	有	警戒 ため池	
244610021	車谷池	0.0ha	5.8m	なし	無	—	—
244610022	ウコジ池	3.5ha	7.8m	利用	無	老朽 ため池	—
244610023	別所池	0.0ha	1.8m	なし	有	警戒 ため池	
244610024	押野池	51.0ha	10.7m	利用	有	警戒 ため池	監視 ため池
244610025	狼谷池	0.0ha	5.1m	なし	無	—	—
244610026	東浦池	0.5ha	5.7m	利用	無	老朽 ため池	—
244610027	中角池	8.4ha	10.1m	利用	有	警戒 ため池	監視 ため池
244610028	汁谷池	19.3ha	14.8m	利用	有	警戒 ため池	監視 ため池

コード 番号	池名	受益 面積	堤高	利用 実績	人家等 への 被害の 有無 (※1)	基準か らみた 位置付 け (※2)	警戒ため 池の詳細 (※3)
244610029	大谷池	6.6ha	14.1m	利用	有	警戒 ため池	監視 ため池
244610030	外谷池	0.0ha	2.7m	なし	無	—	—

※1 人家・公共施設の有無（道路単体は除く）

※2 被害有は警戒ため池とした。被害無しの利用しているため池は老朽ため池とした。

※3 特に陥没、漏水のひどいため池を重点整備ため池、整備済みため池を監視ため池と選定した。

5 重要水防区域

重要度「A」

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	適用(水防工法)
1	宮川	漏水	左	9.6k-30m～ 9.6k+50	玉城町昼田	100	履歴有り (月の輪工)
2	宮川	漏水	左	10.0k+6m ～10.2k+45	玉城町昼田	170	履歴有り(月の輪工)

重要度「B」

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	適用(水防工法)
1	宮川	堤防断面	左	9.4k～ 9.8k	伊勢市中須町～ 玉城町昼田	480	天端不足 断面不足 (シート張り工)
2	宮川	堤防高	左	10.4k～11.8k	玉城町昼田～岩出	1,460	河積不足(積土のう工)
3	宮川	堤防断面	左	10.6k～10.8k	玉城町昼田～岩出	230	天端不足 (シート張り工)
4	宮川	堤防断面	左	11.0k～11.6k	玉城町 岩出	610	天端不足 断面不足 (シート張り工)
5	宮川	漏水	左	10.0k～11.6k	玉城町昼田～岩出	1,650	堤防詳細点検

※要注意区間は該当なし。

6 雨量観測所及び水位観測所

(1) 雨量観測所

河川名	観測所名	種 別	所在地	観測人
宮川	岩出	テレメーター	玉城町岩出	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所職員
	役場	転倒桁型	玉城町田丸	玉城町役場職員

(2) 水位観測所

河川名	附近堤防(m)	所在地	量水標 取扱人氏名	備 考	観測所名
宮川	11.40	玉城町岩出	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所職員	普通観測、自記観測およびテレメータシステムによる観測	岩出

(3) 危機管理型水位観測所

河川名	設置場所	管理者
外城田川	南浦橋	玉城町
外城田川	色白橋	玉城町
外城田川	城西橋	玉城町

7 河川遠隔監視カメラ

河川名	設置場所	管理者
外城田川	佐田	玉城町
外城田川	妙法寺	玉城町
汗谷川	小社曾根	玉城町

2-2 指定避難所

1 指定緊急避難場所及び指定避難場所の内容

	指定緊急避難場所 (基本法第49条の4)	指定避難所 (基本法第49条の7)
考え方	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。
基準	(津波の場合) 以下のいずれかを満たすこと。 ①津波から安全な区域内にあること。 ②安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすこと。 ・被災者等を受け入れる適切な規模 ・津波により支障のある事態を生じない構造 ・耐震性がある ・想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある	以下の全てを満たすこと。 ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模 ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布できる ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にある ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にある (福祉避難所等の場合) 上記に加え、 ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている ・要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備される ・主として要配慮者を受け入れるための居室が可能な限り確保される
指定	災害種ごとに市町村長が指定	災害種を限らず市町村長が指定
備考	相互に兼ねることができる	

2 避難所

	施設名	所在地	電話番号	指定緊急 避難場所※ 1	指定 避難所	備考
1	保健福祉会館	玉城町勝田 4876	58-8000	○	○	※2
2	田丸小学校	玉城町佐田 1247	58-3046		○	
3	外城田小学校	玉城町蚊野 2018	58-2606		○	
4	有田小学校	玉城町長更 376	58-2321		○	
5	下外城田小学校	玉城町小社曾根 776	58-3333		○	
6	中央公民館	玉城町下田辺 800	58-6331		○	
7	玉城中学校	玉城町田丸 114-1	58-3057		○	

※1 洪水、土砂災害、地震の災害に対応。 ※2 自主避難に対応。

2-3 町内ヘリポート一覧

指定番号	名称	所在地	経度 緯度	電話番号	管理者	面積(m ²)	ヘリポート 規模	避難場 所指 定	水没 危険	付近障 害物	水利 状況	備考
461-01	田丸小学校グ ランド	玉城町 佐田 1247	E 136° 37' 54" N 34° 29' 27"	(0596) 58-3046	学校 長	100×90 9,000	C	有	無	有	プー ル	
461-02	下外城田小学 校グランド	玉城町 小社曾 根 776	E 136° 39' 59" N 34° 28' 38"	(0596) 58-3333	学校 長	100×70 7,000	C	有	無	有	プー ル	
461-03	外城田小学校 グランド	玉城町 蚊野 2018	E 136° 36' 03" N 34° 29' 01"	(0596) 58-2606	学校 長	100×70 7,000	C	有	無	有	プー ル	
461-04	有田小学校グ ランド	玉城町 長更 376	E 136° 38' 21" N 34° 30' 24"	(0596) 58-2321	学校 長	100×80 8,000	C	有	無	有	プー ル	
461-05	お城広場	玉城町 田丸 114 -2	E 136° 37' 55" N 34° 29' 34"	(0596) 58-2211	玉城 町長	100×90 9,000	C	無	無	有	無	ヘリ専 用拠点
461-06	玉城中学校グ ランド	玉城町 田丸 114 -1	E 136° 37' 55" N 34° 29' 34"	(0596) 58-3057	学校 長	100×100 10,000	C	無	無	有	防火 水槽	一般場 外離着 陸場

2-4 指定文化財一覧

令和3年1月現在

指定の別	種別	名称	員数	年代	所在地	所有者 または 管理者	指定 年月日
重要文化財	有形文化財 (彫刻)	木造十一面 観音立像	1	平安時代	玉城町 田宮寺 322	田宮寺	昭和25年8 月29日
重要文化財	有形文化財 (彫刻)	木造十一面 観音立像	1	平安時代	玉城町 田宮寺 322	田宮寺	昭和25年8 月29日
県指定 史跡	記念物 (史跡)	田丸城跡	1	南北朝	玉城町 田丸114 番地1	玉城町	昭和28年5 月7日
県指定	有形文化財 (彫刻)	銅造千手観 音立像	1	清	玉城町 佐田	玉城町	昭和30年4 月7日
県指定	有形文化財 (彫刻)	獅子舞	2	室町時代	玉城町 山神	山神獅子 組	昭和42年2 月10日
県指定	民俗文化財 (無形)	山神の獅子 舞	1	—	玉城町 山神	山神獅子 組	昭和40年12 月9日
県指定	民俗資料	宮古の石風 呂	1	—	玉城町 宮古	宮古区	昭和40年12 月9日
町指定	有形文化財 (建造物)	旧田丸城三 ノ丸奥書院	1	江戸時代	玉城町 田丸114 番地1	玉城町教 育委員会	平成6年12 月8日
町指定	有形文化財 (建造物)	富士見門	1	江戸時代	玉城町 田丸114 番地1	玉城町教 育委員会	平成6年12 月8日
町指定	有形文化財 (建造物)	廣泰寺 山 門	1	江戸時代	玉城町 宮古 1277	廣泰寺	平成6年12 月8日
町指定	有形文化財 (考古資料)	カリコ古墳 出土遺物	1	—	玉城町 田丸114 番地1	玉城町教 育委員会	平成6年12 月8日

指定の別	種別	名称	員数	年代	所在地	所有者または管理者	指定年月日
町指定	有形文化財 (彫刻)	木造日光菩薩像 (伝円空作)	1	—	玉城町原 1545 円鏡寺	円鏡寺	平成 6 年 12 月 8 日
町指定	有形文化財 (彫刻)	木造日光菩薩像 (伝円空作)	1	—	玉城町原 1545 円鏡寺	円鏡寺	平成 6 年 12 月 8 日
町指定	記念物 (天然記念物)	原のアイナシ	1	—	玉城町原	原区	平成 6 年 12 月 8 日
町指定	有形文化財 (民俗)	田丸神社木造獅子頭 (雌獅子) 附木造鼻高面	1	江戸時代後期	玉城町田丸 1041	田丸神社	平成 8 年 7 月 15 日
町指定	無形文化財 (民俗)	田丸神社御頭神事 七起こしの舞	1	江戸時代後期	玉城町田丸 1041	田丸神社・田丸地区獅子舞保存会	平成 8 年 7 月 15 日
町指定	有形文化財 (民俗)	田丸魚町蛭子神社木造獅子頭	1	江戸時代後期	玉城町田丸魚町	魚町区	平成 8 年 7 月 15 日
町指定	記念物 (天然記念物)	玉城町のミカドアゲハ	—	—	玉城町内	玉城町	平成 12 年 5 月 11 日
町指定	有形文化財 (史跡)	旧金森家別邸・「玄甲舎」 (茶室)	1	江戸時代後期	玉城町佐田 151 番地 9	玉城町	平成 25 年 1 月 9 日

2-5 災害報告様式

《災害概況速報》 【消防庁指定】

第4号様式（その1）

[災害概況速報]

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住家	全壊 棟	一部損壊 棟
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応急対策の状況						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県				区 分		被 害		
災害名 ・ 報告番号	災 害 名		田	流失・埋没	ha			
	第 報			冠水	ha			
	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha		
					冠水	ha		
報告者名				文教施設		箇所		
				病院		箇所		
区 分		被 害		道路		箇所		
人的被害	死者		人		橋りょう	箇所		
	行方不明者		人		河川	箇所		
	負傷者	重傷	人		港湾	箇所		
		軽傷	人		砂防	箇所		
住家被害	全壊		棟		その他	清掃施設	箇所	
			世帯			崖くずれ	箇所	
			人			鉄道不通	箇所	
	半壊		棟			被害船舶	隻	
			世帯			水道	戸	
			人			電話	回線	
	一部破損		棟			電気	戸	
			世帯			ガス	戸	
			人			ブロック塀等	箇所	
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
床下浸水		棟		り災世帯数	世帯			
		世帯		り災者数	人			
		人		火災発生	建物	件		
非住家	公共建物		棟			危険物	件	
	その他		棟			その他	件	

区 分		被 害			
公立文教施設	千円		災害対策本部等の設置状況	都道府県	
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設 被害市町村数	団体				
そ の 他	農業被害	千円	災害救助法適用市町村名	市 町 村	
	林業被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	計	団体			
その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 				

※被害額は省略することができるものとする。

2-6 自衛隊災害派遣要請様式等

(別紙1)災害派遣要請書(知事あて)

年 月 日

知事あて

(市町長) 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙3)撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知事あて

(市町長) 印

自衛隊の撤収派遣要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

- 1 撤収要請日時
年 月 日 時 分

- 2 派遣要請日時
年 月 日 時 分

- 3 撤収作業場所
撤収作業内容

2-7 防災ヘリコプター緊急運航要請書

様式第1号（第5関係）
防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分現在
1 要請機関名	TEL 発信者
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷患者搬送、空中消火、救急、救助 輸送 (品名数量) その他 ()
4 発生場所及び発生時間	市町 地内 (発生時間) 年 月 日 午前・午後 時 分 (目標) (離着陸場所)
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名
7 現場との連絡手段	無線種別 (全国波、県波、市町波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)

8 要請を必要とする理由	※災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述する。 (救助の場合には、事故の原因、車故の状況、人数等も記入する。)
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページを明記
	受信者

三重県防災航空隊 電話 059-235-2555
緊急要請専用 059-235-2558
ファックス 059-235-2557

9 傷病者搬送の場合	傷病者	住所 氏名		生年月日年 齡	歳	性別	
	症 状						
	着陸場所 の目標 等	出動先 所在地及び 目標		搬送先所在 地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師 氏名			関係者氏 名		
	病院への 搬送方法	救急車の手配			病院の手 配		
	受入病院	所在地 名称			連絡先	電話	
	搬送先消防本部 担当者			氏名	消防本部 電話	課	

10 必要資機材			
11 他航空機の要 請	(有・無)	機関名	要請機数 機
12 その他 必要事項			

*以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波、県波、市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 〇 (ドラム缶 本)

2-8 水道災害応援要請

(別記第1号様式)

年 月 日

様

(市町等名)

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について

このことについて、下記により応援を(要請・報告)いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町等名 (事後報告のみ記載する)			
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台、 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 ()		
	応援復旧 資機材 () 応援職員(監督員 人、配管工 人) 工事業者 (班 人)		
応援期間	日間 (月 日～ 月 日)		
応援場所(集合場所)			
その他の要望及び注意事項 応急給水用水の確保(可能、不可) 食糧、宿舎の確保等 ()			

2 連絡先 ()

3 連絡方法 ()

4 応援ルートの指定(案内図を添付すること)

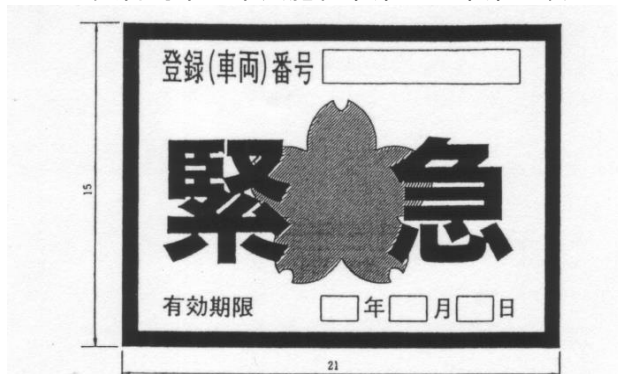
2-9 交通規制

- 1 災害対策基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- (1) 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- (2) 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- (3) 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- (4) 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、また図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

2 災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急通行車両の標章



- (1) 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- (2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- (3) 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

申請様式 別紙7※

2-10 市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能チェックリスト

<送付先> 三重県防災対策部災害対策課 TEL:059-224-2186 FAX:059-224-2199

市町村行政機能即報 (チェックリスト) 県受信者氏名 _____ 災害名 _____ (第 報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	三重県
	市町村	玉城町
	報告者職・氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

- 1 トップマネジメントが機能しているか はい いいえ
- ① 市町村長の安否は確認できたか はい いいえ
 (市町村長不在の場合、代行者の職氏名 _____)
- ② 災害対策本部会議を定期的で開催しているか はい いいえ
- ③ 災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給) (以下「業務等」という)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか はい いいえ
- ④ 広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等) はい いいえ
- ⑤ 特記事項
- 2 業務実施体制(人的体制)は整っているか はい いいえ
- ① 職員は業務等を担うため適切に参集しているか はい いいえ
 (職員の参集状況約 _____ %) (業務等実施予定職員 _____ 名中約 _____ 名参加)
- ② 職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか はい いいえ
- ③ 特記事項
- 3 業務実施環境(物的環境)は整っているか はい いいえ
- ① 災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか はい いいえ
- ② 主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか はい いいえ
- ③ 安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか はい いいえ
 (停電、端末・サーバーの損壊、設置場所への立入不可など)
- ④ 特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12時間以内)、分かる範囲で記載して報告すること。

2-11 町内の建設業者

(町内の建設業者一覧)

業 者 名	所 在 地	連絡先
株式会社角建設	玉城町矢野 946	0596-22-2403
吉田産業株式会社	玉城町長更 390	0596-58-3170
有限会社中森建設	玉城町妙法寺 588	0596-58-2378
風口建設有限会社	玉城町長更 423	0596-58-2607
株式会社中浦土木	玉城町佐田 1436	0596-58-4762
株式会社丸吉建工	玉城町佐田 245-1	0596-58-3118
株式会社永井組	玉城町岩出 896	0596-58-3233
有限会社秋無建設 玉城営業所	玉城町蚊野 2354-6	0596-58-6657
有限会社竜川組	玉城町田宮寺 246-2	0596-25-7369
株式会社佑成産業	玉城町日向 183-3	0596-58-6716
有限会社しんよう土建	玉城町佐田 1206-2	0596-58-7770
有限会社都設備	玉城町勝田 3086-1	0596-58-0002
有限会社西和建設	玉城町佐田 467-6	0596-58-7585
有限会社永井電気工事	玉城町佐田 984	0596-58-6876
株式会社桜井組	玉城町佐田 241-2	0596-58-3067
南和建設株式会社 玉城支店	玉城町中楽 723-1	0596-65-6972
高口水道有限会社	玉城町佐田 115-1	0596-58-3403
桔川電機工事	玉城町宮古 746-5	0596-58-4336
有限会社巴商事	玉城町日向 136	0596-58-3907
有限会社マツヤマ環水	玉城町小社曾根 2247	0596-58-2276
三重農事有限会社	玉城町田丸 163-4	0596-58-3160
有限会社村木耐建工業	玉城町宮古 1257	0596-58-2422

業 者 名	所 在 地	連絡先
有限会社飯島金物店	玉城町田丸 371-2	0596-58-3156
伊勢コンクリート株式会社	玉城町岩出 292	0596-58-2500
有限会社奥野建材	玉城町岩出 420	0596-58-5089
幸得塗装工芸	玉城町下田辺 381-6	0596-58-5023
玉城電機工事	玉城町佐田 305-1	0596-58-3439
有限会社玉幸住設	玉城町佐田 707	0596-58-3331
有限会社中山建設	玉城町佐田 976	0596-58-4801
有限会社ホリエ	玉城町佐田 942-5	0596-58-2260
有限会社三重産業	玉城町原 1616-10	0596-58-8250
有限会社都砂利産業	玉城町宮古 726-1	0596-58-6743
村林クレーン有限会社	玉城町佐田 49-17	0596-58-3110
株式会社森組 玉城出張所	玉城町野篠 212	0596-58-7725

Ⅱ. 関係法令、協定等

第1章 法令等

1-1 玉城町防災会議条例

昭和38年3月30日

条例第12号

改正 昭和49年10月12日条例第24号

平成12年3月21日条例第7号

平成18年6月23日条例第11号

平成19年3月15日条例第4号

平成24年9月21日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、玉城町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 玉城町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 三重県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 議会代表
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 三重県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- (5) 教育長
- (6) 玉城病院長
- (7) 消防団長
- (8) 伊勢市消防署玉城出張所長
- (9) 伊勢農業協同組合代表
- (10) 玉城町商工会代表
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (12) その他町長が特に必要と認めた者

6 防災会議の委員の定数は、20人以内とする。

7 委員の任期は、2年以内とする。

(専門委員会)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 7 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 11 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 玉城町災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 30 日

条例第 13 号

改正 平成 8 年 3 月 25 日条例第 2 号

平成 24 年 9 月 21 日条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、玉城町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 災害救助法による救助の程度と期間

内閣府告示第 228 号

災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 3 条第 1 項及び第 5 条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 320 円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸あたり 5,516,000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内 着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000 円あればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考			
				設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内			
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた 2 供与期間は、建設型仮設住宅と同様			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された人 2 住宅に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
半壊半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害の発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
被災した住宅応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		5,100 円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 210,200 円以内 小人（12 歳未満） 168,100 円以内	災害発生の日 から 10 日以内	災害発生の日以前に 死亡した者であっ ても対象となる。
死体の 捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の 処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体辺り 3,400 円以内 一時 保 存 — 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 検 案 — 救護班以外は慣 行料金	災害発生の日 から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保管にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物 の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100 円以内	災害発生の日 から 10 日以内	
輸送費 及び 賃金職 員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間 以内	

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費 弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇用費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、高熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費 	<p>救助事務費は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3千万円以下の部分の金額については10分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 	救助の事務を行うのに必要な費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇用費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、高熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		7 5億円を超える部分の金額については10分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2章 協定等

2-1 協定書一覧

応援協定名		協定先	締結年月日	
広域の協定	1	三重県市町災害時応援協定書 三重県市長会 三重県町村会	平成24年8月23日	
	2	三重県内消防相互応援協定	再締結 平成19年3月1日	
	3	三重県災害等廃棄物処理応援協定	三重県 三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合	平成16年10月29日
	4	三重県水道災害広域応援協定	県内市町	平成9年10月21日
	5	三重県防災ヘリコプター応援協定	県内市町及び消防一部事務組合	再締結 平成19年3月1日
町の協定	6	災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定	三重県	再締結 平成21年10月1日
	7	玉城町・度会町 消防防災業務相互応援協定書	度会町	昭和62年5月1日
	8	高速自動車国道近畿自動車道 名古屋・関線、名古屋・神戸線、伊勢線及び尾鷲勢和線にかかる消防相互応援協定書	沿線市町及び消防一部事務組合	平成18年3月6日
	9	災害支援協力に関する覚書 道路損傷等についての情報提供に関する覚書	玉城郵便局	平成10年1月30日
	10	災害時における緊急通行妨害 車両等の排除業務に関する協定書	三重県レッカー事業協同組合	平成22年2月5日
	11	地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定書	玉城町建設業協同組合	平成22年6月1日
	12	災害時における電気の保安に関する協定	財団法人 中部電気保安協会	平成22年12月10日
	13	災害時における電気の保安に関する協定書に付帯する覚書	財団法人 中部電気保安協会	平成22年12月10日
	14	避難場所広告付き看板に関する協定書	中電興業株式会社	平成23年7月6日
	15	災害時における物品提供に関する協定	株式会社白清舎	平成23年7月11日
	16	災害時に備えた相互協定に関する申合せ	伊勢警察署	平成24年5月10日
	17	災害時要援護者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 伊勢亀鈴会	平成25年3月22日
	18	災害時における葬祭業務に関する協定書	三重県葬祭業協同組合	平成25年4月10日
	19	災害時における医療教護活動についての協定	一般社団法人 伊勢地区 医師会	平成25年7月18日
	20	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成25年9月4日

応援協定名		協定先	締結年月日	
町の協定	21	地震・津波・風水害等の緊急時における協定	南三重電気工事協同組合	平成 25 年 11 月 11 日
	22	地震・風水害その他の災害応急工事に関する協定	伊勢広域上下水道事業協同組合	平成 25 年 12 月 5 日
	23	災害時における医療教護活動についての協定	一般社団法人 伊勢地区歯科医師会	平成 25 年 10 月 17 日
	24	三重県防災行政無線と玉城町防災行政無線による非常時の通信に関する応援協定	三重県	平成 26 年 2 月 25 日
	25	災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書	三重県伊勢LPガス協議会	平成 26 年 11 月 26 日
	26	災害時における避難行動要支援者の支援に関する協定書	三重県（聴覚障害者支援センター）	平成 27 年 1 月 15 日
	27	災害時における支援協力に関する協定書	イオンビッグ株式会社 ザ・ビッグエクストラ玉城店	平成 26 年 11 月 28 日
	28	災害時における応援業務に関する協定書	公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 27 年 3 月 24 日
	29	災害時における医療救護活動に関する協定書	伊勢薬剤師会	平成 27 年 4 月 20 日
	30	災害時における支援協力に関する協定書	松阪郵便局、 玉城郵便局	平成 27 年 6 月 3 日
	31	災害時における動物救護活動に関する協定書	三重県獣医師会伊勢志摩支部	平成 28 年 3 月 29 日
	32	地震風水害の緊急時における防災協定書	伊勢GIS共同組合	平成 29 年 3 月 29 日
	33	災害時における協力に関する協定書	三重県行政書士会	平成 29 年 3 月 29 日
	34	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定書	社会福祉法人 ゆり	平成 28 年 3 月 31 日
	35	災害時における葬祭業務等の協力に関する協定書	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	平成 30 年 5 月 11 日
	36	水害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	有限会社MCD	令和元年 6 月 7 日
	37	大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書	稲穂株式会社 伊勢志摩ドローンスクール 有限会社MCD	令和元年 6 月 7 日
	38	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	株式会社ジェイエイサービス伊勢	令和 2 年 4 月 3 日
	39	災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	八木段ボール株式会社	令和 2 年 7 月 13 日

応援協定名		協定先	締結年月日	
町の協定	40	各種災害時にマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定書	中部電力パワーグリッド株式会社	令和2年6月23日
	41	災害発生時における調査・設計及び支援活動に関する協定書	株式会社カギテック伊勢支店 他5社	令和2年7月17日
	42	災害時における福祉避難所に関する協定書	社会福祉法人 司会	令和2年7月17日
	43	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	・有限会社 高口石油 ・見置石油店 ・森岡石油店	令和2年7月31日
	44	災害時における施設利用に関する協定書	パナソニック株式会社インダストリアルソリューションズ社メカトロニクス事業部伊勢工場	令和2年9月2日
	45	大規模災害時における物流支援に関する協定書	合資会社 西村商店	令和2年10月28日
	46	災害時における施設利用に関する協定書	美和ロック株式会社玉城工場	令和2年12月21日

2-2 広域の協定

1 三重県市町災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町（以下「市町」という。）において災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、三重県（以下「県」という。）及び市町相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 県及び市町が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・救護、防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- (6) 火葬場の提供
- (7) ボランティアの受入支援に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明確にして、無線、電話等により県に要請し、その後速やかに要請に関する文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の提供
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他必要な事項

- 2 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。
- 3 県は、被災市町から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町に送付するものとする。
- 4 県は、応援市町との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町に無線、電話等で伝達し、その後速やかに応援に関する文書を送付するものとする。
- 5 被災市町から県に応援要請するいとまがないときは、直接応援可能な市町に要請することができるものとし、その場合、事後速やかに県に報告するものとする。
- 6 応援市町は、前項までに規定する応援を行った場合又は行う場合は、速やかにその情報を県へ報告するものとする。

(緊急時における派遣等)

第4条 県は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り、速やかに被災市町に職員を派遣し、その被害状況等について情報収集を行うものとする。

- 2 県は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。
- 3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。
- 4 応援市町は、県による連絡調整を待たずに自主的に情報収集及び応援を行うことができるものとし、この場合、速やかにその情報を県に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援を行った県及び市町の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、応援を受けた市町と応援を行った県及び市町が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町が賠償の責めを負う。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援を行った県及び市町の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町の負担額は、応援を行った県及び市町が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

6 第4条第1項及び第4項に定める情報収集のための職員派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した県及び市町の負担とする。

(情報交換)

第6条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互応援のための連絡窓口等の必要な情報を相互に交換するものとする。

2 前項の情報交換を行うため、原則として年1回以上、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第7条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県及び市町主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定の円滑な運用を図るため、市町に対し支援・協力を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県と市町とが既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成24年8月23日から施行する。

(三重県市町村災害時応援協定の廃止)

2 三重県市町村災害時応援協定(平成12年9月1日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、県知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町に対しその写しを交付するものとする。

平成24年8月23日

三重県知事
三重県市長会会長
三重県町村会会長

鈴木 英敬
川上 敢二
谷口 友見

2 三重県内消防相互応援協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防組合（以下「市町等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、三重県全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害とは、次の各号に定める災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害及び事故等により被害が発生した市町等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町等の応援の必要がある災害

(応援隊の編成)

第4条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊（以下、「応援隊」という。）によるものとする。ただし、消防団の応援については、地域実情に応じて行い、その出動については市町の長、消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定の経費負担に関する事項を除き適用しないものとする。

(応援要請)

第5条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、第3条第1号の災害が発生した場合、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に知事を通じて応援要請を行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する要請があった場合、受援側の長、応援側の長及び代表消防機関の長に対し必要な指導及び連絡調整を行うものとする。
- 3 受援側の長は、第3条第2号の災害が発生した場合、隣接する市町等の長に応援要請を行うことができる。この場合において、隣接市町等の長（以下「隣接応援側の長」という。）がその災害等の発生を覚知し、応援隊を派遣した時は、これを要請に基づく応援とみなす。

(いとまなき場合の応援)

第6条 応援側の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援隊を出動させることができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

- 2 知事又は代表消防機関の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援側の長に応援隊の出動を要請することができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

(応援要請方法等)

第7条 応援要請方法等、この協定の実施に必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に基づくものとする。

- 2 その他、前項の計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町等の消防長が協議して定めることとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援側の長は、第5条第1項、第3項又は第6条第2項の規定により応援要請を受けたとき、応援側の市町等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、第5条第1項又は第6条第2項の要請を受け応援隊を派遣する場合、知事及び代表消防機関の長に対し、出動部隊、隊員の氏名、無線の呼び出し名称等必要な事項について報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、授援側の長又はその委任を受けた者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接行うことができる。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮を受け活動した場合、その結果について適宜、授援側の長又はその委任を受けた者に報告するものとする。

(経費負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 受援側の長が負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費、食料費

イ 当該応援のために特別に必要となった修理費

ウ 賞じゅつ金等(当該対象となる者が属する市町等の条例に基づき算出した額とする。)

エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援側の市町等に対して当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額とする。)ただし、応援側の市町等の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は応援側の市町等の負担とする。

オ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等資材費

(2) 応援側の長又は隣接応援側の長が負担する経費

ア 旅費、出動手当

イ 公務災害補償に要する経費

ウ 被災地への移動中及び被災地からの帰還中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費

(事務局)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、本協定に関する事務局を三重県に置くものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができる。

(他の協定との関係)

第13条 この協定を締結した市町等が、当該市町等の中で締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

(代表消防機関)

第14条 この協定に規定する代表消防機関は、四日市市消防本部とする。

2 代表消防機関が、その任務を遂行できない場合には、津市消防本部又は知事が指名した消防本部が代行消防機関としてその任務を遂行するものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年3月1日から施行する。

2 この協定の締結に伴い、平成10年7月1日に締結した「三重県内消防相互応援協定」は廃止する。

3 この協定の成立を証するため協定書35通を作成し、県及び協定市町等において各1通を保管する。

3 三重県災害等廃棄物処理応援協定

(目的)

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

(広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要ないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。

3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。

4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。

6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援要請の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。

3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

（民間業者への協力要請）

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

（県の組織変更に伴う措置）

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

（市町村等の組織変更に伴う措置）

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

（協議）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

（実施期日）

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

4 三重県水道災害広域応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、渇水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を織り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。

3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

(本部等の設置)

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 本部は、環境安全部内に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、渇水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

(応援)

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

2 ブロックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めたとき、本部へ応援を要請する。

3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。

4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。

5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに全条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。

3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめたうえ、本部又は委員会へ報告するものとする。

(応援の内容)

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び復旧用資機材の供出
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表(別記第2及び第3号様式)により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村等が派遣する職員(以下「応援職員」という。)は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

(受援体制)

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。
- (2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。

2 前項各号の定めにより難しいときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書70通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月21日

三重県知事	北 川 正 恭
伊勢市長	水 谷 光 男
玉城町長	中 瀬 信 一
二見町長	井 戸 龍 平
小俣町長	奥 野 英 介
御園村長	北 村 栄 一

5 三重県防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が防災ヘリの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定における災害とは、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次の各号いずれかに該当し、防災ヘリの活動が必要と判断した場合に三重県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町等の消防力のみでは、災害の防ぎよ又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急性があり、防災ヘリによる活動が適切と認められる場合

2 前項に規定する支援要請は、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

(支援要請方法の特例)

第5条 知事は、前条の規定による発災市町等の長から支援要請がない場合でも、能動的に収集した被災状況から防災ヘリの支援が必要と認めるときは、当該発災市町等に防災航空隊を派遣するものとする。この場合において、知事は、この旨を速やかに当該発災市町等の長に通知するものとする。

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により支援要請があったときは、当該発災市町等における気象状況等、防災ヘリの運航に必要な条件を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定による支援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(他県等への応援要請)

第7条 知事は、災害の規模等により他県等知事等との間で別途締結している協定に基づき、他県等が保有する防災ヘリコプターの応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該発災市町等の長の要請がある場合は、他県等知事等に対して応援を要請するものとする。

(防災航空隊の活動)

第8条 第6条第1項及び前条の規定により支援する場合における防災航空隊の活動は、支援を求めた市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する防災ヘリの運航経費は、三重県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、三重県と市町等が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成25年3月1日から適用する。

平成19年3月1日に締結した「三重県防災ヘリコプター応援協定」は、廃止する。

この協定の証として、本書34通を作成し、知事と市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2-3 町の協定

6 災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書

三重県知事 野呂昭彦（以下「甲」という。）と三重県玉城町長 辻村修一（以下「乙」という。）とは、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という）が発動された場合に災害救助用米穀等（政府米、乾パン）の緊急引渡しを円滑に実地するため、次の事項について協定し互いに誠意を持ってその履行を確約するものとする。

記

- 1 乙は災害地の罹災者並びに救助作業、災害防止及び緊急復旧作業の従事者に対し応急食糧の供給を実施する必要があると認めたときは、事前に甲に所定の手続きをし、甲の指示を受けるものとする。ただし、乙が交通・通信の途絶のため事前に甲の指示を受けられず、災害救助法又は国民保護法発動期間中に災害救助米穀等の供給を実地する必要がある場合は当該地域を管轄する三重農政事務所消費流通課長、地域第一課長、地域第二課長又は政府指定倉庫の責任者に対し直接文書により要請し、緊急引渡しを実施することができるものとし、事後すみやかに甲に所定の手続きをするものとする。
- 2 乙が1により緊急引渡しを要請し、災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、乙は速やかに倉庫別取引数量をとりまとめ当該米穀の全数量について、予定価格を基準として総合食料局長が決定した価格により買受けするものとする。
- 3 乙は管内届出事業者その他に対して、災害救助用米穀等の供給の実地に関する必要な措置を講じておくものとする。
- 4 甲は必要があると認めたときは、乙に対しその業務又は、経理の状況に関して質問、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告、若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 甲が乙に販売する災害救助用米穀等の価格については、総合食料局長が、災害救助法又は国民保護法が発動された直前の政府売渡予定価格を基準として決定することを原則とし、決定された場合は、甲はすみやかに乙に通知するものとする。中間経費については、現品取扱業者と乙の間に別途契約を締結して清算するものとする。
- 6 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。
 - ア 災害救助法が発動された場合
延納措置の期間については、原則として30日以内とする。
- 7 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、乙が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助米穀等として適当であると認められた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため乙からの引渡し要請があった場合は、当該事故品の引渡しをできるものとする。
- 8 この協定の期間は、平成21年10月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による申し立てがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。
- 9 この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙各々その1通を所持するものとする。

平成 21 年 10 月 1 日

甲 三重県知事
野呂昭彦 印

乙 三重県玉城町長
辻村修一 印

7 玉城町・度会町 消防防災業務相互応援協定書

〔通則〕

第1条 この協定は、消防組織法第21条、水防法第16条および災害対策基本法第67条に基づき、玉城町・度会町相互間の消防防災業務応援協定を定めるものとする。

〔目的〕

第2条 この協定は、火災または非常災害に際して、両町相互間の消防、防災、水防施設および人員を活用し、災害地における住民の生命、財産等の被害を最小限度に軽減し、治安の維持にあたることを目的とする。

〔応援隊〕

第3条 この協定により、相互応援する町の応援隊は次の通りとする。

玉城町消防団
度会町消防団

〔相互応援の区分〕

第4条 相互応援は、これをわけて次の2種類とする。

甲 一 普通応援

普通応援とは、町長が火災その他の災害の発生を認知し、応援の必要を認め出動するものをいう。

乙 一 特別応援

特別応援とは、火災その他の災害が発生し、応援を特に必要とする場合、被災地町長の要請に基づき、町長の命令により出動するものをいう。

第5条 甲一普通応援一応援隊は、1隊以上とし、乙一特別応援一応援隊の規模は、災害の状況により応援町長が決定する。

〔現場活動〕

第6条 出動応援隊は、すべて現場にある被応援町最高指揮者の指揮下にはいるものとする。

〔現場における連絡〕

第7条 出動応援隊の長は、現場到着または引揚時、ならびに活動の状況を現場最高指揮者に連絡しなければならない。

〔費用の分担〕

第8条 応援に要した費用の分担は、次に掲げる方法による。

1. 機械器具の破損修理費、隊員の殉職または負傷に伴う費用、機関燃料代、隊員の手当、被服ならびに事故による建物、その他の修理費、一般人の死傷に伴う費用などは応援町の負担とする。
ただし燃料の補給を要するときは、その超過分については被応援町の負担とする。
2. 食糧費は作業が長時間にわたり、食糧を必要とするときは原則として被応援町の負担とする。
3. 前各号のほか、費用の負担について必要があるときは、相互においてその都度協議の上決定するものとする。

〔その他〕

第9条 この協定に規定されていない事項については、相互で協議して決定するものとする。

附 則

1. この協定は、昭和62年5月1日から施行する。

2. この協議中に定める非常災害とは、地震、台風、大火、大水、山くづれ、地すべり等をいう。
3. 応援要請は原則として、町長またはその代理者による電話その他の方法によって行う。
4. 応援は応援要請によって、応援隊が詰所を出発した時から、応援業務を終了して詰所へ帰着するまでの間を総称する。
5. この協定第8条第1号に定める一般人の死傷に伴う費用とは、自動車損害賠償責任保険の保険金受領額を超過した不足額をいう。

以上のように協定します。

昭和62年5月1日

玉城町長 北 林 信 弘

三重県度会郡度会町長 山 根 勝 巳

8 高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線、名古屋神戸線、伊勢線及び尾鷲多気線にかかる消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、朝日町、川越町、多気町、玉城町、大台町、大紀町、紀北町及び松阪地区広域消防組合、紀勢地区広域消防組合、三重紀北消防組合（以下「協定市等」という。）は、高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線、高速自動車国道近畿自動車道伊勢線及び高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線（以下「高速道路」という。）における消防相互応援に関し、次のとおりに協定する。

（目的）

第1条 この協定は、高速道路において火災、救助、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（出動等）

第2条 協定市等の長は、災害発生地を管轄する協定市等の長から高速道路における災害の処理に関し応援の要請があった場合は、特別な理由がある場合を除き、相互に消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

2 協定市等の消防機関が覚書（平成25年3月19日締結の「高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線、名古屋神戸線、伊勢線及び尾鷲多気線にかかる消防相互応援協定に基づく覚書」をいう。）定める消防隊等を派遣する区間（以下「区間」という。）において災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、当該区間について消防態等を出動させるものとする。

3 協定市等の消防団の出動については、協定市等の長が必要と認めた場合によるものとする。

（災害現場の指揮）

第3条 応援のため出動した消防隊等（以下「応援消防隊等」という。）に対する現場の指揮権限は、応援を受けた協定市等（以下「受援市」という。）の長又は消防長に存するものとする。

（通報）

第4条 応援消防隊員の属する消防機関は、災害発生地を管轄する消防機関に火災の状況を速やかに通報するものとする。

2 火災を除く災害が発生した場合において、応援消防隊員等の属する消防機関は、必要があると認めた場合は、災害発生地を管轄する消防機関に通報するものとする。

（災害の事務処理）

第5条 火災の事務処理は、受援市等の消防長が行うものとする。

2 火災以外の災害の事務処理は、応援市等の消防長が行うものとする。

（情報交換）

第6条 協定市等の消防機関は、消火業務、火災の減員及び損害の調査、救急業務又は救助業務にかかる必要な事項等について、相互に情報を求めることができるものとする。

（医療機関の選定）

第7条 搬送先の医療機関の選定は、応援消防隊等の属する消防機関からの要請によりインターチェンジ出口側の消防機関が行うものとする。

（経費負担）

第8条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めのあるものを除くほか、次の各号に定める区分によるものとする。

- (1) 人件費、車両等の消費燃料、消耗品材等の経常的経費及び機械器具の小破損の修理に要した経費並びに公務災害補償及び賞じゅつ金に要した経費は応援市等が負担するものとし、これ以外の経費は受援市等が負担するものとする。
- (2) 消防、救急及び救助資機材等の重大な破損の修理に係る経費並びに建物、施設及び第三者への損害賠償に係る経費の負担については、その都度関係市町村の長が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度協定市等の長が協議して定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成17年1月1日から施行する。
(協定の廃止)
- 2 平成15年3月11日締結の東名阪道及び平成15年3月11日締結の伊勢湾岸道並びに平成5年3月29日締結の伊勢道における消防相互応援協定書については、本協定締結の施行をもって廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成18年3月10日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成20年3月23日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成25年3月24日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書18通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月19日

津市長	前葉 泰幸	印
四日市市長	田中 俊行	印
伊勢市長	鈴木 健一	印
松阪市長	山中 光茂	印
桑名市長	伊藤 徳宇	印
鈴鹿市長	末松 則子	印

亀山市長	櫻井 義之	印
木曾岬町長	加藤 隆	印
朝日町長	田代 兼二郎	印
川越町長	川村 康治	印
多気町長	久保 行男	印
玉城町長	辻村 修一	印
大台町長	尾上 武義	印
大紀町長	谷口 友見	印
紀北町長	尾上 壽一	印
松阪地区広域消防組合 管理者	山中 光茂	印
紀勢地区広域消防組合 管理者	尾上 武義	印
三重紀北消防組合 管理者	岩田 昭人	印

9 (1) 災害支援協力に関する覚書

玉城町長（以下「甲」という。）と玉城郵便局長（以下「乙」という。）は、玉城町内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を玉城町と玉城町内の郵便局が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、玉城町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 玉城町が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (3) 乙及び玉城町内の郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (5) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙は玉城町災害対策本部の構成員に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙及び玉城町内の郵便局長は、玉城町の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては玉城町防災担当課長（以下「防災担当課長」という。）乙においては玉城郵便局長とし、甲は玉城町防災会議の構成員に、乙は玉城町内の郵便局長に責任を持って連絡調整するものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義額を生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、防災担当課長と協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成10年1月30日

甲 玉城町長 中 瀬 信 一

乙 玉城郵便局長 稲 垣 雅 男

9 (2) 道路損傷等についての情報提供に関する覚書

玉城町及び玉城郵便局は、相互に協力して、道路を常時良好な状態に維持し、町民生活の安全を守り、地域社会の発展を目指すこととする。

そこで、玉城郵便局においては、職員が外務作業途上で道路の損傷等を発見した場合、速やかに玉城町へ通報する。玉城町は、早期に対応を行うこととする。

以上を合意し、次のとおり覚書を締結する。

1 道路種別

公道（国・県・町道）及び私道等全ての道路とする。

2 通報範囲

町内における全ての道路とする。

3 通報内容

道路の陥没・亀裂・舗装状態・溝蓋の破損・土砂崩れ・水害・道路案内板・ガードレール・カーブミラー等の異常、橋・トンネルの異常及び歩道帯・道路拡張・舗装等意見要望も含む全てのものとする。

4 通報方法

郵便局において緊急性の可否を判断し、緊急の場合は電話（FAX）通報（総務課、0596-58-8200）する。

5 補修工事等

町は、前項の連絡を受けた時は、補修工事等の必要性を検討し速やかに対応するものとする。

尚、町管理以外の道路等については、町から関係機関に連絡することとする。

6 事後処置

町は、措置状況を一定期間毎にとりまとめ、郵便局に通知することとする。

7 実施時期

平成10年2月2日からとする。

8 その他

覚書に記載された内容に疑義が生じ、内容を変更する場合及び細部の検討を要する場合は、玉城町及び玉城郵便局間で別途協議することとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成10年1月30日

《玉城町》

《郵政省》

玉城町長
中瀬信一

玉城郵便局長
稲垣雅男

10 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と三重県レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）とは、玉城町域において、地震、風水害などの災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策として実施する緊急通行車両等の通行妨害となる車両、その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協同して車両等排除業務を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急通行車両等の通行を確保するために乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し、車両等の除去について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を指定して文書で行う。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の場所、路線名及び種別、台数等
- (3) 現場責任者の職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

（要請手続等）

第3条 甲は、災害時において車両等排除業務の協力を受けようとするときは、「緊急通行妨害車両等の排除業務要請書」（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、所属組合員の所有する車両、装備等の範囲内で可能な限り車両等排除業務を実施させるものとする。

2 前項の規定にする車両等排除業務を行う乙の組合員及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、第2条第2項により甲の指定する現場責任者の指示に従い車両等排除業務を実施するものとする。

（経費の負担）

第5条 活動に関する費用については、乙の負担とする。

（状況報告）

第6条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、組合員名簿及び組合員の保有する車両台数等について、報告を求めることができるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年2月5日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町長 辻村 修一

乙 三重県津市住吉町2番30号
三重県レッカー事業協同組合
理事長 北森 浩貴

11 地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定書

玉城町（以下「甲」という。）と玉城町建設業協同組合（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という。）の施工に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に甲と乙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。また、大規模地震等に際しては甲の管理する道路以外の道路の状況について2者が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保について状況調査を行なうものとする。

（定義）

第2条 この協定において、調査とは公共施設と緊急輸送に必要な道路の被災状況の把握及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 災害応急工事とは2次災害の発生・誘発の恐れがある場合及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保等、緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害の調査及び応急工事を実施する必要がある際は、乙に協力を要請する。

2 乙は前項の要請があった際は、調査及び災害応急工事の実施について、甲に協力するものとする。

（運用協定）

第4条 甲と乙は、緊急連絡応援体制ネットワークを確立し、調査及び災害応急工事を円滑に実施するため、実施についての運用に係る協定を別途締結するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定の定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成22年6月1日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 三重県度会郡玉城町宮古728番地9
玉城町建設業協同組合
理事長 永井清一

12 (1) 災害時における電気の保安に関する協定書

玉城町(以下「甲」という。)と財団法人中部電気保安協会三重支部(以下「乙」という。)は、町内に発生した地震、津波、風水害その他による災害時(以下「災害」という。)における災害応急対策業務のうち、電気の保安について、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力得て 災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

(災害応急対策業務)

第2条 乙は電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部受託者として甲の委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。

なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合について、出来るだけ協力する。

2 乙は避難所などでの電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスをを行う。

3 乙は大規模災害が発生し、乙が出向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。

4 甲、乙は、災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

(防災訓練等)

第3条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など 啓発活動を行うものとする。

(要請手続き)

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書で指定し、協力要請するものとする。

2 ただし、災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請が出来るものとする。

(費用負担)

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には請求しない。

(損害賠償)

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険金(昭和22年法律第50条)に基づき、これを、補償するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(防災体制の連絡)

第8条 乙は、乙の事業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は平成22年12月10日から平成23年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定書は同一条件をもって有効期間満了後、1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この規定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成22年12月10日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 三重県津市南丸之内4番1号
財団法人 中部電気保安協会
三重支部長 藤井清美

12 (2) 災害応急復旧で使用するサービス用品

協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務で使用する応急復旧用品の無償の対象は下表のとおりとする。

品名	備考
AOGヒューズ	ホウ酸ヒューズを除く
PC、CFヒューズ	
高圧開閉器操作紐	
「高電圧危険」表示札	
鍵札	
絶縁油	
危険表示ラベル	
低圧ヒューズ	
銅バー	
接地線	
接地棒	低圧機器用

13 災害時における電気の保安に関する協定書に付帯する覚書

玉城町（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会 三重支部（以下「乙」という。）は、平成22年12月10日付で甲と乙が締結した災害時における電気の保安に関する協定書（以下「協定書」という。）に付帯して、下記の通り確認し覚書を締結する。

（災害応急対策業務の実施条件）

第1条 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を、電気事業法により電力会社が供給責任を負う低圧設備について実施する場合は、電力会社の要請により、その指揮下で支援する。

2 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備について実施する場合は、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者の要請により、その指揮下で支援する。

3 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を第三者の指揮下で実施する場合は、甲と相互に協力し、必要な情報を可能な限り提供するものとする。

4 乙は、電気事業法に基づく電気主任技術者の外部委託者として甲と委託契約している供給設備についての災害応急復旧上電気工事業者の範疇となる電力設備の本格復旧工事に関して、手配された電気工事会社への状況説明及び工事中の指導・助言を行い、復旧後は竣工試験、送電立会い等の支援を行う。

（費用負担）

第2条 乙は、甲と電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として保安管理業務を受託している設備について、協定書第2条に基づく災害応急対策業務を実施した場合の費用は、協定書第5条1項に基づき無償とする。ただし、無償の範囲は、人件費及び別に定める材料（別紙）ならびにこれに準ずる品物についてとする。

2 乙は、協定書第2条第2項及び第3項に基づく災害応急対策業務を実施した場合に要した費用は、協定書第5条第1項に基づき無償とする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成22年12月10日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 三重県津市南丸之内4番1号
財団法人 中部電気保安協会
三重支部長 藤井清美 印

14 避難場所広告付き看板に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と中電興業株式会社（以下「乙」という。）とは、玉城町における避難場所広告付き看板（以下「看板」という。）掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の事項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、玉城町内における看板の掲出により、町民に対する災害発生時の地域の避難場所を周知すること及び平常時からの防災意識の啓発することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)避難場所広告付き看板 乙の実施している広告事業のうちの中部電力株式会社所有の電柱へ設置する看板（巻き付け・突き出し）に民間企業などの広告と併せて災害時の避難場所を記載するものをいう。

(2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

(1)この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

(2) 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。

(3) 看板の掲出状況につき、甲の求めるとき及び新規掲出のあったときに報告を行うこと。

(4) 避難場所の変更等により、看板の表示に訂正があったときに必要な修正を行うこと。

（看板の仕様・掲出状況）

第5条 看板の仕様・掲出状況については「三重県避難誘導標識等設置指針」に従い、甲と協議の上、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとする。

2 看板に記載する避難場所は、看板掲出場所から最も近い距離の避難場所を表示することとする。但し、地域の状況及び河川・道路等の事情により、これにより難しい場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費等）

第6条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する

平成23年7月6日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町長 辻村修一

乙 松阪市垣鼻町724-3 三央ビル2F
中電興業株式会社 松阪営業所
中西武

15 災害時における物品提供に関する協定

(目的)

第1条 株式会社白清舎（以下「甲」という。）と玉城町（以下「乙」という。）は、地震・風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に備え、物品の提供に関する協定を締結し、避難所等で使用する物品の確保を図る。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として乙が玉城町災害対策本部を設置し、甲に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 乙は、災害時において、必要とする物資について、甲の備蓄する物品の提供協力を要請することができる。

(協力の実施)

第4条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、備蓄する物品の提供及び運搬等に積極的に努めるものとする。

(物品)

第5条 前条の備蓄する物品は、予め甲、乙が協議して定めておくものとする。

(要請の方法等)

第6条 乙は、第3条、第4条及び第5条に定める協力の要請を行う際は、甲に要請書をもって要請するものとする。

2 緊急を要する協力の要請は、口頭または電話等により行い、後日要請書を提出するものとする。

3 甲、乙は、連絡体制、連絡方法等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努め、変更が生じた場合は直ちにそれぞれに連絡するものとする。

(物品の運搬)

第7条 第5条に定める物品の運搬は、甲が行うものとする。

ただし、甲の運搬が困難な場合は、乙または乙の指示するものが行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に進めるため、甲、乙は定期的に協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし期間満了日前30日までに、甲又は乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は期間満了の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成23年7月11日

甲：三重県伊勢市通町塚本500番地
株式会社 白清舎
代表取締役社長 辻 村 清 司

乙：三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻 村 修 一

16 災害時に備えた相互協定に関する申合せ

玉城町（以下「甲」という。）と伊勢警察署（以下「乙」という。）とは、災害時に備えた相互協力に関し、次のとおり申し合わせる。

第1 趣旨

この申合せは、玉城町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置（以下「災害応急対策」という。）を円滑かつ迅速に講ずることができるようにするため、甲乙の相互協力に関し、必要な事項を申し合わせるものである。

第2 申合せ内容

1 情報の相互提供のための措置

甲及び乙は、災害時において、次に掲げる情報を相互に提供するため、甲乙協議の上、連絡窓口の設定等必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 死者、行方不明者、負傷者等人的被害に関する情報
- (2) 建物被害、交通網被害、ライフライン被害等物的被害に関する情報
- (3) 被災者、避難者、災害時避難行動要支援者、帰宅困難者等支援を必要とする者に関する情報
- (4) その他災害応急対策に有用と認める情報

2 津波防災地域づくりの推進に関する措置

甲及び乙は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第1項の規定に基づき、甲が作成する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 警戒区域設定に伴う措置

甲及び乙は、甲その他の者が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域を設定した場合の対応に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 遺体の取扱いに関する措置

甲及び乙は、乙が行う検視並びに遺体の身元確認、安置及び引渡しに関し、甲乙協議の上、遺体の取扱い場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

5 拾得物等の取扱いに関する措置

甲及び乙は、拾得物等の取扱いに関し、甲乙協議の上、拾得物等の保管場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 了解事項

- 1 この申合せは、甲と乙との間に強制を課するものでなく、甲乙の相互協力によってその趣旨を実現するものである。
- 2 この申合せの内容に含まれない事項及びこの申合せの内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決するものとする。

この申合せを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成24年5月10日

(甲) 度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町長
辻村 修一

(乙) 伊勢市神田久志本町1481番地3
伊勢警察署長
栃木 新一

17 災害時避難行動要支援者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、避難行動要支援者が避難を余儀なくされた場合に、玉城町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人伊勢亀鈴会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「避難行動要支援者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1)玉城町災害時避難行動要支援者登録台帳に登録されている者
- (2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

(施設の使用の要請)

第3条 甲は、避難行動要支援者があらかじめ指定する避難所では対応できない場合、次に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- (1)指定障害者支援施設・指定生活介護事業所「宮の里ミタスメモリアルホーム」（度会郡玉城町宮古728番地18）

(協力の受諾)

第4条 乙は、甲から第3条に定められた協力の要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

(要請の手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設等の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼があった場合は、避難が必要な避難行動要支援者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。ただし、それによりがたいときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、避難行動要支援者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が避難行動要支援者を適切に介護ができるようボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 避難行動要支援者が利用期間内に要した経費については、原則として協力を要請した甲の負担とする。ただし、甲が負担する経費の価格については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、必要物資の調達等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3カ月前に文書で相手方に通知しなければならない。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月22日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町長 辻村 修一

乙 三重県鈴鹿市八野町428番地1
社会福祉法人 伊勢亀鈴会
理事長 横山 仁司

18 災害時における葬祭業務に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と三重県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合における葬祭用品の供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、玉城町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害発生時に葬祭用品の供給等を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができることとし、乙は次の各号に掲げる葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、甲が指定する業務の提供

（要請の方法）

第3条 甲は、前条に掲げる協力の要請を行う場合には、乙に別紙1により要請を行うものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や書面による連絡が不可能な場合等は、口頭での要請を行えるものとするが、この場合でも遅滞なく書面による要請を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は甲から第2条に定められた協力の要請を受けたときは、誠実に甲に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力を実施した場合には、甲に別紙2により報告を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が実施した協力業務に要した経費は、甲が負担するものとし、負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、遺体搬送時の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた場合には、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年4月10日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町長 辻村 修一

乙 三重県津市桜橋3丁目286番地
三重県葬祭業協同組合
理事長 山本 喜己

19 災害時における医療救護活動についての協定

玉城町（以下「甲」という。）と一般社団法人伊勢地区医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、玉城町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が実施する災害医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに必要な事項を定めることを目的とする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、医療班による災害医療救護活動を実施するため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、災害医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し災害時医療救護計画に基づき編成した医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請をうけた場合は、速やかに医療救護班を甲が指定する救護所に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し医療救護班の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書又は口頭等により行うものとする。

- (1) 災害発生時の日時、場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出動に要する人数及び医薬品、資器材等
- (4) その他必要事項

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により、第5条に定める救護所へ直行するものとする。ただし災害の状況により必要に応じ、指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で第5条に定める救護所へ行くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への輸送は、甲が行うものとする。

（救護所）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じて、現地に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めときは、被災地周辺の収容医療施設に、乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置することができる。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の状態判定
- (2) 医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 傷病者に対する応急処置
- (4) 死亡の確認
- (5) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第7条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害時医療救護計画に基づき乙が行うものとする。

(連絡調整)

第8条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定する者が協議して行うものとする。

(医薬品等)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。

ただし、乙から要請があった場合は甲が調達する。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(医療費)

第10条 甲が設置する救護所等における応急的な災害医療救護活動は、原則として無償で行うものとする。

2 後送医療施設における医療に係る医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1)医療救護班の派遣に伴う経費

ア 医療救護班の派遣に要する費用弁償

イ 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

ウ 医療救護班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の実費弁償

エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(2) 第5条第2項の定めにより、収容医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により収容医療施設に損傷が生じたときの修繕費、前号ア、イ、ウに定める経費及び光熱費等の実費弁償

(災害補償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班員が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間、及び救護所との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月23日町条例第15号)」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 この協定に基づき実施した災害医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じた場合、甲は責任をもってその処理にあたり、乙又は当該医師に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第14条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(細則)

第15条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定成立の日から 年 月 日までとする。ただし、この協定の有効期間終了までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月18日

甲 度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 伊勢市勢田町613-12
一般社団法人 伊勢地区医師会
会長 松本純一

20 災害時における物資供給に関する協定

玉城町(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ提供するため必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月4日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町長 辻村修一

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧賢一

21 地震・津波・風水害等の緊急時における協定書

玉城町（以下「甲」という。）と、南三重電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という。）の施工に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川及び水道施設等の公共土木建設施設（以下「公共施設」という。）において、電気設備に係る災害が発生した際に、甲及び乙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

また、大規模地震等に際しては、甲の管理する道路以外の主要道路の状況についても2者が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保について状況調査を行うものとする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、公共施設と緊急輸送に必要な道路の被災状況の把握及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは2次災害の発生・誘発の恐れがある場合及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保等緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害の調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙に協力を要請する。

2 乙は前項の要請があった際は、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第4条 甲及び乙は、協力要請や情報共有のため、緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 甲及び乙は前項の体制に変更が生じた場合、速やかにネットワークを作成し、これを甲が取りまとめ、協定者間のネットワークの確立を図るものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条第1項に掲げる協力要請を行う際は、協定者間で協議し、乙に別紙要請書により要請するものとする。

（災害応急工事及び調査の実施）

第6条 乙は、甲の指示に従い災害応急工事及び調査を実施するものとする。但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙の判断により災害応急工事及び調査を実施するものとし、必要に応じて乙が相互連絡し協働するものとする。

2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された災害応急工事及び調査については被災後3日以内に着手前の状況及び施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

3 甲の要請する災害応急工事及び前項で乙が実施する災害応急工事の内容については下記のとおりとする。

- (1) 公共施設状況及び緊急輸送道路状況の調査
- (2) 電柱、照明柱等の倒壊及び架線の交通障害物の除去
- (3) 増破防止措置
- (4) 仮復旧及び仮設工事
- (5) 構造物等への電源供給
- (6) 避難所及び収容施設の応急補修
- (7) 応急電気資材の手配と収集
- (8) その他必要な措置

（費用の精算）

第7条 甲は、第3条の協力要請に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、災害発生時の甲の採用する精算基準等により精算を行う。

(訓練・研修の実施)

第8条 甲及び乙は、緊急時を想定した連携訓練を必要に応じ実施するものとし、その内容・結果等について、2者で協議・改善していくものとする。

2 甲及び乙が緊急時に適切な判断により調査又は災害応急工事に着手できるよう、甲は、乙に緊急輸送道路や各公共施設の重要度などについての研修を必要に応じて実施するものとする。
(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年11月11日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村 修一

乙 三重県伊勢市御薗町高向863番地1
南三重電気工事協同組合
理事長 鈴木 茂

22 地震、風水害、その他の災害応急工事に関する協定

玉城町（以下「甲」という）と伊勢広域上下水道事業協同組合（以下「乙」という）は、地震、津波、風水害等の災害（以下「災害」という）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という）の施工に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する水道施設に災害が発生した際に、甲、乙協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、水道施設の被災状況の把握及び災害応急工事の計画、施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは、2次災害の発生、誘発の恐れがある場合の仮復旧工事及び仮設工事等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害の調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

（緊急連絡応援体制）

第4条 甲、乙は協力要請や情報共有のため、緊急連絡応援体制を確立するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条第1項に掲げる協力要請を行なう際は、協定者間で協議し、乙に要請書により要請するものとする。

（災害応急工事及び調査の実施）

第6条 乙は、甲の指示に従い災害応急工事及び調査を実施するものとする。

但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙の判断により災害応急工事、調査を実施するものとする。

2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された災害応急工事、調査については被災後3日以内に着手前の状況を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

3 甲の要請する災害応急工事及び、前項で乙が実施する災害応急工事の内容については下記のとおりとする。

仮復旧工事及び仮設工事

その他必要な工事

（費用の精算）

第7条 甲は、第3条の協力要請に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、災害発生時の甲の採用する積算基準等により精算を行なう。

（協定の有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し期間満了の日から30日前までに、甲、乙が協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌月から起算して1年間この協定を更新するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項および協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成25年12月5日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町長 辻村 修一

乙 三重県伊勢市岩淵1丁目6-23
伊勢広域上下水道事業協同組合
代表理事 杉山 久雄

23 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と一般社団法人伊勢地区歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、玉城町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が実施する災害歯科医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに必要な事項を定めることを目的とする。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、医療班による災害歯科医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時歯科医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、災害歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し災害時歯科医療救護計画に基づき編成した医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請をうけた場合は、速やかに歯科医療救護班を甲が指定する救護所に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書又は口頭等により行うものとする。

- (1) 災害発生時の日時、場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出勤に要する人数及び医薬品、資器材等
- (4) その他必要事項

（歯科医療救護班の輸送）

第4条 歯科医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により、第5条に定める救護所へ直行するものとする。ただし災害の状況により必要に応じ、指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で第5条に定める救護所へ行くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への輸送は、甲が行うものとする。

（救護所）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じて、現地に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、被災地周辺の収容医療施設に、乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置することができる。

（歯科医療救護班の業務）

第6条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者に対する応急処置
- (2) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第7条 歯科医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害時歯科医療救護計画に基づき乙が行うものとする。

（連絡調整）

第8条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定する者が協議して行うものとする。

(医薬品等)

第9条 歯科医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。

ただし、乙から要請があった場合は甲が調達する。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(医療費)

第10条 甲が設置する救護所等における応急的な災害歯科医療救護活動は、原則として無償で行うものとする。

2 後送医療施設における医療に係る医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 歯科医療救護班の派遣に伴う経費

ア 歯科医療救護班の派遣に要する費用弁償

イ 歯科医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

ウ 歯科医療救護班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の実費弁償

エ 歯科医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(2) 第5条第2項の定めにより、収容医療施設に救護所を設置した場合において、歯科医療救護活動により収容医療施設に損傷が生じたときの修繕費、前号ア、イ、ウに定める経費及び光熱費等の実費弁償

(災害補償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療救護班員が、歯科医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間、及び救護所との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月23日条例第15号)」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 この協定に基づき実施した災害歯科医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じた場合、甲は責任をもってその処理にあたり、乙又は当該医師に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第14条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(細則)

第15条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年10月17日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 三重県伊勢市八日市場町13番地1
一般社団法人 伊勢地区歯科医師会
会長 福田幸弘

24 三重県防災行政無線と玉城町防災行政無線による非常時の通信に関する応援協定

三重県（以下「県」という。）と玉城町（以下「町」という。）は、非常時における三重県防災行政無線（以下「県防」という。）と玉城町防災行政無線（移動系）（以下「町防」という。）との通信に関し、次のとおり応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、玉城町内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、県防と町防が協力して、非常時の情報収集・伝達等を行うための通信に必要な事項を定める。

（災害）

第2条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定めるものとする。

（非常通信）

第3条 非常時の通信とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行う非常通信とする。

2 県と町とが密接な連携により救援・復旧活動を円滑に行うため、県は県防の機能を町防と共用し、直接通信ができるものとする。

（相互通信）

第4条 町は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、情報の収集・伝達について県防と町防とが相互に通信すること（以下「相互通信」という。）を県に対して要請することができるものとする。

また、県は、町から協力要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供することができるものとする。

2 県は、前項に基づき、県防による相互通信を設定し、相互通信を確保・実施するものとする。

（情報連絡）

第5条 この協定に基づき、県と町は相互通信による情報交換を行うため、無線局の識別番号、個別ID番号等必要な通信番号の情報を相互に報告するものとする。

2 県と町は、相互通信を行うため、最新の構成員等の情報を交換するものとする。

当該構成員名簿について、県と町はプライバシーに十分配慮するとともに当該構成員名簿を災害時における情報の収集・伝達以外に使用してはならない。

（訓練）

第6条 県と町は、災害時の相互通信による情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、相互通信による通信訓練を定期的実施するものとする。

（応援通信）

第7条 県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、町が他の市町村への救援・復旧活動を行う場合は、町は県へ相互通信の要請を行い、県は災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、相互通信を確保・協力し、応援するものとする。

（通信の統制）

第8条 県と町は別途締結する共用化に関する協定に基づき、県防の共用を行うため、県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害時における緊急重要通信の優先的疎通を確保するための通信統制を行うことができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、県または町いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた場合は、県と町は協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月26日

住所 津市広明町13番地
氏名 三重県
三重県知事 鈴木 英敬

住所 度会郡玉城町田丸114番地2
氏名 玉城町
玉城町長 辻村 修一

25 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と三重県伊勢LPガス協議会（以下「乙」という。）とは、一般社団法人三重県LPガス協会と三重県が2013年4月1日締結した「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書第1条第2項」に基づき、玉城町に地震、風水害その他による災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の緊急用LPガス等の調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の確保）

第2条 災害時に必要なLPガスの調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受け可能な限り必要な対応を行うものとする。

（LPガスの範囲）

第3条 この協定の対象となる緊急用LPガスは、容器、カセットコンロ、燃焼機器等LPガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要請）

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

(1) 甲において災害が発生し、甲の自治会等からLPガス調達の斡旋を求められたとき又は甲自ら調達の必要を認めたとき。

(2) 甲外の災害に関し、甲を経由し国又は三重県からLPガス調達の斡旋を求められたとき。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために、速やかに必要な措置をするとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第7条 乙が第5条の処置に要した費用（器具設置、接続を含む）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払）

第8条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙との協議によるものとし、甲は、その支払に責任を負うものとする。

（補償）

第9条 甲は、第5条の規定に基づき甲又は乙の指示により従事したものが、その責に帰する事がない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、三重県条例（昭和37年10月13日三重県条例第46号災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例）の規定を準用しその損害を補償する。

（現有数量の把握）

第10条 乙は、毎年3月31日現在の供給可能なLPガスの数量を把握しておくものとする。

（防災力の向上）

第11条 乙は、協会活動を通じて、日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲・乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、2014年11月26日から効力を有するものとし、この協定の有効期間は、その効力が発生する日から1カ年間とする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲・乙いずれからも何等意思表示がない場合は、さらに1カ年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2014年11月26日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町長 辻村 修一

乙 三重県伊勢市二見町今一色111
(有限会社中伝商店内)
三重県伊勢LPガス協議会
会 長 中村 省三

26 災害時における避難行動要支援者の支援に関する協定書

三重県（以下、「甲」という。）と玉城町（以下、「乙」という。）とは、玉城町内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難行動要支援者の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が協力して、支援を必要とする聴覚障がい者への支援を行うために必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定に係る活動及び報告は、三重県聴覚障害者支援センター（以下、「センター」という。）が行う。

（定義）

- 第2条 この協定において、避難行動要支援者とは次に掲げる者をいう。
- (1)聴覚1級から3級までの身体障害者手帳を交付されている者であって、災害時の支援を受けるために自らの情報をセンターへ提供することに同意した者
- (2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

（避難行動要支援者の情報提供及び支援要請）

- 第3条 乙は、センターに対し、平常時から前条第1項第1号に規定する避難行動要支援者台帳の写し（以下、「台帳」という。）を提供する。
- 2 支援の要請手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 センター及び乙は、避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時に支障をきたさないよう備えるものとする。

（災害時の支援活動）

- 第4条 センターは、乙から前条に規定する要請があったときは、乙の協力のもと、避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、玉城町内で震度5強以上の地震が発生したとき又は乙が避難準備情報、避難勧告若しくは避難指示を発令したときは、乙からの要請の有無にかかわらず、センターは、台帳を活用し、対象者の安否確認や支援を行うことができる。

（経費の負担）

- 第5条 この協定に基づき、支援活動に要した経費は、乙が負担する。
- 2 前項の経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

- 第6条 支援活動に要した経費は、甲の請求により、乙が支払うものとする。
- 2 乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を甲に支払うものとする。

（災害時の活動報告）

- 第7条 センターは、避難行動要支援者の支援活動に関し、人的被害や物的被害を把握したときは、ただちに乙へ連絡するものとする。
- 2 乙は、必要に応じて、センターに対し、避難行動要支援者の被害状況等を問い合わせることができる。
- 3 センターは、避難行動要支援者の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ支援活動報告書を提出するものとする。

(事故)

第8条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第9条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、センターの責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 センターは、センターが派遣した者が、乙からの要請に基づく支援活動中に死亡又は負傷する場合を考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講じるものとする。

2 前項における災害ボランティア保険の加入経費は、センターが負担するものとする。

(台帳の保管及び返還)

第11条 センターは、第4条に規定する支援活動及び支援活動を容易にするための日常生活において行う声かけ、相談等以外の目的で台帳を利用してはならない。

2 センターは、台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割から離れた後も同様とする。

3 センターは、台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理をしなければならない。

4 センターは、センター職員及び聴覚障がい者災害支援サポーター以外に台帳を使用させてはならない。

(平常時の協力体制)

第12条 センターは、平常時からセンターの広報等で避難行動要支援者登録制度を広く周知し、地域防災計画に基づく個別計画の作成時には、台帳を活用し、避難行動要支援者の同意を得て、必要な協力を行う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月15日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村 修一

27 災害時における支援協力に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）とイオンビッグ株式会社 ザ・ビッグエクストラ玉城店（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。

但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（避難場所の提供）

第9条 乙は、災害時において、乙が所有または管理する駐車場を一時避難場所として提供するものとする。

（改正または廃止）

第10条 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、持続するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 11 月 28 日

甲 : 三重県度会郡玉城町田丸 1 1 4 番地 2
玉城町長 辻 村 修 一

乙 : 愛知県名古屋市中村区名駅 5 - 2 1 - 1
愛三ビル 4 階
イオンビッグ株式会社
代表取締役 鈴木 新 樹

28 災害時における応援業務に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、玉城町内において、地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、玉城町内に災害が発生した場合に、甲が乙に対して行う応援業務の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第2条 甲及び乙は、応援業務の遂行に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

（応援業務の内容）

第3条 この協定において応援業務とは次に掲げるものとする。

- (1) 玉城町が管理する公共施設が被災した場合の災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (2) 登記及び境界関係無料相談所の開設
- (3) 前各号に定めるもののほか、甲が特に必要と認める応援業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援業務の要請を行おうとするときは、甲と乙が協議の上、次に掲げる事項を記載し、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 応援の目的
- (3) 被害の状況
- (4) 応援業務の内容
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により応援業務の要請を行うことができるものとする。この場合、甲は当該要請後、速やかに乙に対して前項に規定する文書を送付しなければならない。

（応援業務への従事）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

（応援業務の報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき業務を行った場合、活動終了後にその活動内容について速やかに業務報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請により、乙の社員が行った応援業務に要した費用は甲が負担する。但し、相談所の開設に要した費用については無償とする。

（書類の提出）

第8条 乙は毎年1回 次の書類を、甲に提出するものとする。

- (1) 応援業務に関する乙の組織図
- (2) 応援業務に関する連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める書類

（資料の交換及び協議）

第9条 甲及び乙は、この協定書に基づく応援業務を円滑に行うため、必要に応じて次の資料を交換するとともに、協議を行うものとする。

- (1) 玉城町地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他必要な事項

（事故への対応）

第10条 乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 乙の社員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。但し、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から協定の終了の通知又は、異議申し立てがないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 3月24日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 三重県津市鳥居町19番地8
公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 高山秀峰

29 災害時における医療救護活動に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と一般社団法人 伊勢薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、玉城町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が実施する災害医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに必要な事項を定めることを目的とする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、災害医療救護活動を実施するため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（派遣の要請）

第3条 甲は、災害医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し災害時医療救護計画に基づき編成した薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請をうけた場合は、速やかに薬剤師班を甲が指定する救護所、避難所若しくは医薬品の集積場所（以下、「救護所等」という）に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書又は口頭等により行うものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出勤に要する人数及び医薬品、資器材等
- (4) その他必要事項

（薬剤師班の輸送）

第4条 薬剤師班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により、救護所等へ直行するものとする。ただし災害の状況により必要に応じ、指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で救護所等へ行くものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の調剤、服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の仕分け・管理への協力
- (4) その他医療救護活動に必要な業務

（指揮命令）

第6条 薬剤師班に係る指揮命令は、乙の災害時医療救護計画に基づき乙が行うものとする。

（連絡調整）

第7条 薬剤師班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定する者が協議して行うものとする。

（医薬品等）

第8条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙及び乙の会員が管理し保管する医薬品等について提供を求めることができる。この場合、乙はこれに協力するものとする。

(調剤費)

第9条 甲が設置する救護所等における応急的な災害医療救護活動は、原則として無償で行うものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 薬剤師班の派遣に伴う経費

ア 薬剤師班の派遣に要する費用弁償

イ 薬剤師班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品等の実費弁償

ウ 薬剤師班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の実費弁償

エ 薬剤師班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(災害補償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した薬剤師班が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間、及び救護所等との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月23日 町条例第15号)」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 この協定に基づき実施した災害医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じた場合、甲は責任をもってその処理にあたり、乙又は当該薬剤師に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(細則)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年4月20日

甲 度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 伊勢市楠部町3039番地
一般社団法人 伊勢薬剤師会
会長 後久正昭

30 協定書（松阪郵便局・玉城郵便局：災害時における支援協力に関する協定書）

三重県玉城町(以下「甲」という。)と松阪郵便局及び玉城町内郵便局(以下「乙」という。)は、玉城町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、玉城町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (3) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（「避難者情報確認シート（避難先届）」又は「転居届」の配布・回収を含む。）
- (5) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。”

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害対策本部への参加)

第5条 乙は、玉城町災害対策本部の構成員に加わることができる。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議する。

(防災訓練等への参加)

第7条 乙は、玉城町が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 玉城町 総務課長
- 乙 玉城郵便局長

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了の日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

附 則

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙双方が押印の上、甲1通、乙2通を保有する。

平成27年6月3日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長

乙 三重県松阪市南町178-1
松阪郵便局長

三重県度会郡玉城町佐田1002-45
玉城町代表局長玉城郵便局長

31 災害時における動物救護活動に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部（以下「乙」という。）とは、玉城町に大規模な地震、風水害、武力攻撃災害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、動物救護に関する活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲が行う動物救護活動（以下「救護活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要がある場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲からの要請を受けた場合は、直ちに救護活動を開始するものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲からの要請の有無にかかわらず、救護活動を行うことができる。

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日、速やかに協力要請書を提出するものとする。

- (1) 救護活動の内容
- (2) 救護活動を行う場所
- (3) 救護活動を行う日時
- (4) その他必要な事項

（救護活動の場所）

第4条 乙は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する動物救護所及び乙の会員が保有する診療施設において、救護活動を実施するものとする。

（対象動物）

第5条 救護活動の対象となる動物（以下「対象動物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 飼育者が不明な犬、猫、その他小動物
- (2) 飼育者が避難生活をしていることにより飼育の支援が必要な犬、猫、その他小動物

2 前項に定めのない動物を救護活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、甲と乙が協議して定めるものとする。

（乙が行う救護活動）

第6条 乙が行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象動物に対する獣医療行為
- (2) 避難所における動物救護所設置への協力
- (3) 避難所における対象動物の飼育者への助言
- (4) 動物救護所の管理指導
- (5) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (6) 甲が行う救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- (7) 対象動物に関する情報の収集及び提供活動
- (8) 対象動物の死亡確認
- (9) 対象動物の個体識別補助及び一時預かり動物の健康管理
- (10) その他必要な応急業務

（動物の収容）

第7条 甲は、甲が指定する避難所に飼育者が対象動物を同行し避難する際には、動物収容設備（ケージ等）の携行を促し、乙はこれに協力するものとする。

（救護活動の報告）

第8条 乙は、甲の要請に基づき救護活動を行った場合、活動終了後にその活動内容について速やかに活動報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、口頭等で報告し、事後、速やかに活動報告書を提出するものとする。

(費用弁償)

第9条 本協定に基づき乙が実施した救護活動において、必要とする医薬品、機材、飼料、その他の物品等の費用は、救護活動終了後、甲と乙が協議して定めるものとする。ただし、救護活動後、対象動物の飼育者が判明した場合は、原則、その者に負担を求めるものとする。

2 飼育者が被災等により、前項に定める費用を支払うことが困難と甲が認めた場合は、甲の負担とする。ただし、乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等による対応に極力努めることとする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の処置)

第11条 救護活動の実施に伴い、甲及び乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第12条 乙は、乙が派遣した者が、甲からの要請に基づく救護活動中に死亡又は負傷する場合は考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講ずるものとする。

2 前項における災害ボランティア保険の加入は乙が行い、経費は活動日数に応じて甲が負担するものとする。

(救護活動の停止等)

第13条 乙は、救護活動が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲と協議のうえ、救護活動を停止し、又は取りやめることができる。

(救護活動の終了)

第14条 甲は、災害が終息し救護活動を継続する必要がないと認めた場合は、乙と協議して、救護活動を終了するものとする。

2 救護活動の終了は、活動終了通知書(様式第3号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で通知し、後日、速やかに活動終了通知書を提出するものとする。

(動物の災害対策の啓発)

第15条 甲及び乙は、平常時から動物の災害対策について、啓発等に努めるものとする。

(連絡調整)

第16条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、それぞれ連絡責任者を定め、年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第18条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 3月29日

甲 度会郡度会町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村 修一

乙 度会郡南伊勢町東宮2384番地
公益社団法人 三重県獣医師会伊勢志摩支部
支部長 西村 泰彦

32 地震・風水害等の緊急時における防災協定書

玉城町（以下「甲」という。）と伊勢GIS協同組合（以下「乙」という。）は地震・風水害等の災害（以下「災害」という）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という。）の調査・設計に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、水道施設、下水道施設、その他の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲、乙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事の設計を実施し、機能の確保及び回復を図る措置を目的とする。また、大規模地震等に際しては、甲の管理する道路以外の主要道路の状況についても甲、乙が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保について状況調査を行うものとする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、公共施設と緊急輸送に必要な道路の被災状況把握及び災害応急工事の計画に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは2次災害の発生・誘発の恐れのある場合及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルート確保等緊急に対応が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害の調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙及び他防災協定に基づく建設事業者等に協力を要請する。

2 乙は前項の要請があった際は、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第4条 甲、乙は、協力要請や情報共有のため、別紙のとおり緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 甲、乙は、前項の体制に変更が生じた場合、速やかにネットワークを作成し、これを甲が取りまとめ、協定者間のネットワークの確立を図るものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条第1項に掲げる協力要請を行う際は、協定者間で協議し、第1号様式により乙に対して協力を要請するものとする。

（災害応急工事及び調査の実施）

第6条 乙は、甲の要請に従い災害応急工事に伴う調査を実施するものとする。但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙の判断により災害応急調査を実施するものとし、必要に応じ他防災協定に基づく建設事業者等に協力を要請する。

2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された災害応急工事、調査については被災後3日以内に着手前の状況、施行数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

3 甲の要請する災害応急工事は、前項で乙及び防災に係る協定等に基づく建設事業者等が実施する工事等の内容については下記のとおりとする。

- ・ 公共施設状況及び緊急輸送道路状況の調査
- ・ 崩土、倒木等の交通障害物除去の調査
- ・ 増破防止措置に伴う調査、検討
- ・ 仮復旧及び仮設工事の調査、検討
- ・ 構造物等の安定計算及び設計
- ・ 避難所及び収容施設応急補修の調査
- ・ 応急建築資材収集の検討
- ・ その他必要な措置

（費用の清算）

第7条 甲は第3条の協力要請に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、災害発生時の甲の採用する積算基準等により積算する。

（訓練・研修の実施）

第8条 甲、乙は緊急時を想定した連携訓練を必要に応じ実施するものとし、その内容・結果等について互いで協議・改善していくものとする。

2 甲、乙が緊急時に適切な判断により調査又は災害応急工事に着手できるよう、甲は乙に緊急輸送道路や各公共施設の重要度などについての研修を必要に応じ実施するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新させるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成29年 3月29日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
町長 辻村 修一

乙 三重県伊勢市神田久志本町1474-3
伊勢GIS協同組合
代表理事 松本 昌純

33 災害時における協力に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と三重県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、被災者等の支援のために必要となる行政書士業務について、次のとおり協定を締結する。

（対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの、及びそれと同程度の災害等で甲が乙の協力が必要であると認めたものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害の発生時等に、行政書士業務の必要性が生じたときは、第1号様式により乙に対して協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務並びに法令等に基づき行政書士が行うことができる業務と同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の設置
- (2) 甲への乙の会員派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（対応体制の整備等）

第4条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努めるものとする。

2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段及び業務責任者等を定め、業務に支障を来さないよう連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみにて対応困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の関係団体等に支援を求めることができるものとする。

（訓練協力）

第5条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議のうえ、これに協力するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1号に基づく業務にかかる費用について、被災者支援相談窓口の設置（業務場所）にかかる賃借料は、甲の負担とし、その他相談料、派遣費用等については乙の負担とする。

2 第3条第2号及び第3号に基づく業務にかかる費用については、原則として甲の負担とし、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（損害補償）

第7条 第3条に基づき業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ、補償等の対応にあたるものとする。

2 乙又は乙の会員は、前項の事実が発生したときは、速やかに、その状況を書面により甲に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年 月 日までとする。ただし、協定期間満了日前1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更等について申し出がないときは、この協定は期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、この協定が履行される見込みがないと認めるとき、又は乙に災害支援の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限にかかわらず、この協定を解除することができる。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成29年3月29日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
町長 辻村 修一

乙 三重県津市広明町328番地
三重県行政書士会
会長 紀平 昌人

34 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定書

(目的)

第1条 玉城町（以下「甲」という。）と社会福祉法人ゆり（以下「乙」という。）は、玉城町に発生した大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に福祉避難所としての施設利用に関し、乙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(福祉避難所利用対象者)

第2条 この協定において乙の管理する施設を福祉避難所として利用する要援護者（以下「避難者」という。）とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 玉城町災害時要援護者登録台帳に登録されている者
- (2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

(施設の使用の要請)

第3条 甲は、災害が発生し、甲があらかじめ指定する避難所では対応できない場合、次に掲げる施設を福祉避難場所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

介護老人福祉施設はなのその（度会郡玉城町勝田字濱塚3086番地42）

(協力の受諾)

第4条 乙は、甲から前条に定められた協力の要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

(要請の手続等)

第5条 甲は、第3条の規定による施設等の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、福祉避難所利用対象者リスト（様式第1号）を遅滞なく乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼があった場合は、避難者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。ただし、それによりがたいときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 避難者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、協力するよう努めるものとする。
- 3 甲は、乙が避難者を適切に介護ができるようボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 避難者が利用期間内に要した経費については、原則として協力を要請した甲の負担とする。ただし、甲が負担する経費の価格については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、この有効期間満了90日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 3月31日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町長 辻村 修一

乙 三重県度会郡玉城町勝田字濱塚3086番地42
社会福祉法人 ゆり
理事長 向井 直樹

35 災害時における葬祭業務等の協力に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書（様式第1号）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（様式第2号）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の所属及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては生活福祉課長の職にあたる者を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名を毎年9月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定の有効期間は、この協定の締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 5月11日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村 修一

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号
COMS虎ノ門6階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 齋藤 齋

36 水害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と有限会社 MCD（以下「乙」という。）は、玉城町内に水害が発生し、又は発生する恐れがある場合に周辺地域の住民のほか、就労中または通過中の者（以下「地域住民等」という。）の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用用途）

第1条 この協定による施設の使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	有限会社 MCD
所在地	度会郡玉城町昼田449-3
所有者	有限会社 MCD
構造等	鉄筋コンクリート造 3階建
建築年	昭和54年

（使用範囲）

第3条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	3階部分（有効使用面積102㎡）
収容人数	51名
避難経路	施設南側の屋外階段
入口	施設南側

※収容人数は2㎡/人を基準として算出する。

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更を生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第5条 甲は、第2条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要する時は、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行うものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

ただし、災害による損害は除く。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等による責任は一切負わないものとする。

(使用期間)

第9条 一時避難施設の使用期間は、水害が発生し、又は発生する恐れがある時から、洪水警報等の解除により、その恐れがなくなった時までとする。

(整理・整頓・清掃)

第10条 甲は、一時避難の必要がなくなり、避難者が一時避難施設を退所する時は、責任を持って使用した物品等を原状復帰するとともに、整理・整頓・清掃を行い退所するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 甲は、第1条に定める使用用途以外に使用しないものとする。

(協議)

12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた時は、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の締結期間は、協定の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から、更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年6月7日

甲 度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 度会町玉城町昼田449-3
有限会社 MCD
代表取締役 松岡博行

37 大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と有限会社 MCD（以下「乙」という。）は、大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は玉城町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災状況の確認等が困難である場合及び二次災害が発生する危険がある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ）による情報収集等に関する協力の要請について必要な事項を定める。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、以下のとおりとする。

- （1）災害時等における無人航空機を活用した被災状況等の情報収集及び提供。
- （2）無人航空機の利活用に関する情報提供、玉城町が開催する防災訓練等への参加。
- （3）その他必要と認められる事項。

（緊急時の協力要請）

第3条 甲は、被災地区における状況の把握について必要があるときは、乙に無人航空機を活用した情報の収集及び提供、その他の協力を求めることができるものとし、乙は可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

- 2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請することができるものとし、事後すみやかに当該要請書を提出するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定による協力の要請後、協力の必要がなくなったとき、その他重要な変更があったときは、すみやかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の実施）

第4条 被災地区に到着した乙の構成員は、甲が指名する現場指揮責任者の指示に従い、行動するものとする。

（安全の確保）

第5条 甲は、第3条第1項の規定による協力の活動（以下「協力活動」という。）をする乙の構成員に対し、関係法令を遵守するとともに、安全の確保に十分配慮するものとする。

（協力活動の報告等）

第6条 乙は、協力活動の実施後、速やかに活動報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

（映像等の所有権）

第7条 本協定に基づく協力活動による映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

（費用の負担）

第8条 第2条の規定に基づく協力活動に関する経費は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（災害の補償）

第9条 協力活動において、乙の構成員又は無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 乙の構成員が協力活動中に死亡若しくは負傷し、又は協力活動中に起因する疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する玉城町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年 条例第9号）第1条が適用されるときは、甲が補償する。ただし、乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責に帰すべき事由による損害については、乙が補償する。
- (2) 乙の構成員が通勤時における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (3) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は甲においては総務政策課長、乙においては代表取締役とする。

（平常時の準備）

第11条 乙が協力活動を円滑に行うため平常時に行う準備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。
- (2) 災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制の準備及び周知に努めること。

（訓練への参加）

第12条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することが出来る。

2 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第13条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の者に提供してはならない。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

（その他）

第15条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月7日

- 甲 度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長 辻村修一
- 乙 伊勢市小俣町元町18
稲穂株式会社
伊勢志摩ドローンスクール
代表取締役 山崎 勇
- 丙 度会郡玉城町昼田449-3
有限会社 MCD
代表取締役 松岡博行

(別記様式第1号)

年 月 日

有限会社 MCD
代表取締役 松岡博行様

玉城町長 辻村修一
(連絡責任者)

協力要請書

大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書に基づく
協力を要請します。

要請番号		
要請の理由		
要請の場所	玉城町 地区	
要請する日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
現場責任者	部 署	
	氏 名	
	T E L	
	F A X	
そ の 他		
備 考		

(別記様式第2号)

年 月 日

玉城町長 宛

有限会社 MCD
代表取締役 松岡博行

活動報告書

大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書に基づく協力が完了しましたので報告します。

要 請 番 号		
従 事 内 容		
従 事 期 間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
従 事 人 員 等	従事述べ時間・日数	従事述べ人員
そ の 他		
備 考		

38 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と株式会社ジェイエイサービス伊勢（以下「乙」という。）は、大規模災害時における石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、玉城町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生する恐れがある場合において、甲が行う災害対策活動に必要な燃料の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受託）

第2条 甲は災害時に燃料の調達が必要となったときは、燃料供給要請書（別記様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、燃料の供給に可能な限り努めるものとする。

（燃料の種類）

第3条 前条の燃料の種類は、次のとおりとする。

- （1）ガソリン（レギュラーガソリン、混合ガソリン（25：1））
- （2）軽油
- （3）灯油
- （4）その他乙の取扱商品

（燃料の引き渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に燃料を運搬し、又は乙の指定する災害対応特定給油所（玉城給油所）にて、直接車両等に給油し、又は引き渡すものとする。

2 災害現場活動中の車両等への給油は、乙が所有する危険物運搬車両としての関係法令に基づく必要な措置を講じた車両で、災害現場へ石油類燃料を運搬し給油するものとする。

3 乙は、引き渡し終了後、すみやかに燃料等供給完了報告書（別記様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された燃料等の費用及び運搬に要する費用（以下「経費」という。）について負担するものとする。

2 前条の経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は甲においては総務政策課長、乙においては給油所長とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月3日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114-2番地
玉城町長 辻村 修一

乙 三重県度会郡度会町大野木1858番地
株式会社ジェイエイサービス伊勢
代表取締役 西村 隆行

(別記様式第1号)

年 月 日

株式会社ジェイエイサービス伊勢
代表取締役 様

玉城町長 辻 村 修 一
(連絡責任者)

燃 料 供 給 要 請 書

大規模災害時における石油類燃料の供給に関する協定書に基づく協力を要請します。

燃料の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備 考

(玉城町連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

(別記様式第2号)

年 月 日

玉城町長 あて

株式会社ジェイエイサービス伊勢
代表取締役
(連絡責任者)

燃 料 供 給 完 了 報 告 書

大規模災害時における石油類燃料の供給に関する協定書に基づく燃料等を供給したことを報告します。

燃料の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備 考

(伊勢農業協同組合連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

39 災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と八木段ボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次の通り協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、玉城町内において地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所の運営等に必要な段ボール製品の調達に関し必要な事項を定める。

第2条（協力の要請及び受諾）

- 1 甲は、災害時に段ボール製品の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

第3条（段ボール製品の種類）

前条の段ボール製品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1)簡易ベッド
- (2)シート
- (3)間仕切り
- (4)その他 乙の取り扱う商品

第4条（手続き等）

- 1 乙は、甲の指定する場所に段ボール製品を搬送し、納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ受け取るものとする。
- 2 乙は、搬送終了後速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

第5条（経費の負担）

- 1 甲は乙に対し、前条の規定により納品された段ボール製品及びその運搬に対する費用について負担するものとする。
- 2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の適正価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第6条（経費の支払）

経費は乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときはその内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

第7条（連絡窓口）

甲、乙はこの協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、令和2年7月13日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかからも特段の申し出がない場合は更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

第9条（疑義の解決）

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙誠実に協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

令和2年7月13日

甲：玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村 修一

乙：伊勢市小俣町湯田1028番地の1
八木段ボール株式会社
代表取締役 八木 雅文

40 各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定

玉城町(以下「甲」という。)と中部電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。)は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲および乙が、各種災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。
- (2)「乙の託送供給区域」とは、玉城町内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第百三十二条および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第百三十二条の二および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

- 二 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応を行う。

(情報提供)

第8条 乙は、災害復旧に甲の協力を要すると判断した場合、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲および乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第11条 損害賠償は次の各号に定めるとおりとする。なお、各号に該当しない損害賠償は、甲および乙の協議により解決にあたるものとする。

- (1) 甲または乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行う。
- (2) 甲または乙が、第三者に損害を与えた場合、当該加害者に故意または過失があるときは、当該加害者が当該第三者に損害賠償を行う。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲および乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

- (甲) 玉城町役場 総務政策課
- (乙) 中部電力パワーグリッド株式会社
伊勢営業所 契約サービス課

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

- 二 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲および乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

2020年6月23日

- 甲 三重県度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長 辻村 修一
- 乙 三重県伊勢市岩渕一丁目9番24号
中部電力パワーグリッド株式会社
伊勢営業所長 中西 利夫

41 (1) 災害発生時における調査・設計及び支援活動に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と アジアコンサルタント株式会社（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査・設計及び支援活動（以下「災害支援」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町内に災害が発生した際の災害支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において調査・設計とは、次に掲げるものとする。

(1) 災害により甲の管理する道路・河川・公園・建築物等施設、水路管路等施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した際の被害状況の測量調査・設計等（地すべり調査、水没箇所調査等）

(2) 公共施設に被害が発生した際の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点の仮復旧並びに確認書締結済みの官民境界点の復元

（支援活動の内容）

第3条 この協定において乙が行う「支援活動」の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害により町内の私有施設等に被害が発生した際の、測量及び技術的助言等に関する無料相談所の開設

(2) 甲と乙は、玉城町が管理する公共基準点に関する検討や協議

(3) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、災害支援を実施する必要がある際には、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、災害支援の実施について甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲と乙が協議のうえ、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や、書面による連絡が不可能な場合などは、甲は口頭での要請も行えるものとするが、この場合でも遅滞なく乙の構成員に対し書面による要請を行うものとする。

（災害支援の実施）

第6条 乙は、前条の要請に基づき災害支援を実施する際には、別紙受諾書（第2号様式）を甲に提出し、甲の指示に従い、速やかに乙の社員を動員し、災害支援を実施するものとする。但し、支援活動については、乙の判断により実施期間を伸縮することができるものとする。

（費用の精算）

第7条 甲は、第4条の協力要請により乙の社員が行った調査に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、当該年度の積算基準等を上限とするなど適正な額により精算を行なう。

2 支援活動に要した費用については無償とする。

（協力要請体制）

第8条 第5条に掲げる乙への協力要請に係る協議を円滑に行うため、乙はこの協定の締結後速やかに次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

(1) 調査・設計及び支援活動に係る乙の組織図

(2) 調査・設計及び支援活動に係る連絡担当者

(3) 調査・設計及び支援活動に従事できる社員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

2 乙は、前項に掲げる資料に変更があったときは、毎年6月までに変更資料を甲に提出するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 第4条の規定に基づき、調査及び支援活動に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により行うものとする。

(防災訓練への参加)

第10条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のどこからも協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲の解除権)

第12条 甲はこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙がこの協定に基づく調査及び災害応急復旧工事の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限に関わりなくこの協定を解除することができる。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月17日

甲 度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 松阪市高町559番地10
アジアコンサルタント株式会社
代表取締役 川口陽

41 (2) 災害発生時における調査・設計及び支援活動に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と 株式会社カギテック伊勢支店（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査・設計及び支援活動（以下「災害支援」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町内に災害が発生した際の災害支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において調査・設計とは、次に掲げるものとする。

(1) 災害により甲の管理する道路・河川・公園・建築物等施設、水路管路等施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した際の被害状況の測量調査・設計等（地すべり調査、水没箇所調査等）

(2) 公共施設に被害が発生した際の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点の仮復旧並びに確認書締結済みの官民境界点の復元

（支援活動の内容）

第3条 この協定において乙が行う「支援活動」の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害により町内の私有施設等に被害が発生した際の、測量及び技術的助言等に関する無料相談所の開設

(2) 甲と乙は、玉城町が管理する公共基準点に関する検討や協議

(3) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、災害支援を実施する必要がある際には、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、災害支援の実施について甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲と乙が協議のうえ、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や、書面による連絡が不可能な場合などは、甲は口頭での要請も行えるものとするが、この場合でも遅滞なく乙の構成員に対し書面による要請を行うものとする。

（災害支援の実施）

第6条 乙は、前条の要請に基づき災害支援を実施する際には、別紙受諾書（第2号様式）を甲に提出し、甲の指示に従い、速やかに乙の社員を動員し、災害支援を実施するものとする。但し、支援活動については、乙の判断により実施期間を伸縮することができるものとする。

（費用の精算）

第7条 甲は、第4条の協力要請により乙の社員が行った調査に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、当該年度の積算基準等を上限とするなど適正な額により精算を行なう。

2 支援活動に要した費用については無償とする。

（協力要請体制）

第8条 第5条に掲げる乙への協力要請に係る協議を円滑に行うため、乙はこの協定の締結後速やかに次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

(1) 調査・設計及び支援活動に係る乙の組織図

(2) 調査・設計及び支援活動に係る連絡担当者

(3) 調査・設計及び支援活動に従事できる社員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

2 乙は、前項に掲げる資料に変更があったときは、毎年6月までに変更資料を甲に提出するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 第4条の規定に基づき、調査及び支援活動に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により行うものとする。

（防災訓練への参加）

第10条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のどこからも協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

（甲の解除権）

第12条 甲はこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙がこの協定に基づく調査及び災害応急復旧工事の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限に関わりなくこの協定を解除することができる。

（協議事項）

第13条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月17日

甲 度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 伊勢市二俣3丁目7番1号
株式会社カギテック 伊勢支店
支店長 小久保行康

41 (3) 災害発生時における調査・設計及び支援活動に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と 株式会社ジオ（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査・設計及び支援活動（以下「災害支援」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町内に災害が発生した際の災害支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において調査・設計とは、次に掲げるものとする。

(1) 災害により甲の管理する道路・河川・公園・建築物等施設、水路管路等施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した際の被害状況の測量調査・設計等（地すべり調査、水没箇所調査等）

(2) 公共施設に被害が発生した際の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点の仮復旧並びに確認書締結済みの官民境界点の復元

（支援活動の内容）

第3条 この協定において乙が行う「支援活動」の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害により町内の民有施設等に被害が発生した際の、測量及び技術的助言等に関する無料相談所の開設

(2) 甲と乙は、玉城町が管理する公共基準点に関する検討や協議

(3) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、災害支援を実施する必要がある際には、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、災害支援の実施について甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲と乙が協議のうえ、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や、書面による連絡が不可能な場合などは、甲は口頭での要請も行えるものとするが、この場合でも遅滞なく乙の構成員に対し書面による要請を行うものとする。

（災害支援の実施）

第6条 乙は、前条の要請に基づき災害支援を実施する際には、別紙受諾書（第2号様式）を甲に提出し、甲の指示に従い、速やかに乙の社員を動員し、災害支援を実施するものとする。但し、支援活動については、乙の判断により実施期間を伸縮することができるものとする。

（費用の精算）

第7条 甲は、第4条の協力要請により乙の社員が行った調査に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、当該年度の積算基準等を上限とするなど適正な額により精算を行なう。

2 支援活動に要した費用については無償とする。

（協力要請体制）

第8条 第5条に掲げる乙への協力要請に係る協議を円滑に行うため、乙はこの協定の締結後速やかに次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

(1) 調査・設計及び支援活動に係る乙の組織図

(2) 調査・設計及び支援活動に係る連絡担当者

(3) 調査・設計及び支援活動に従事できる社員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

2 乙は、前項に掲げる資料に変更があったときは、毎年6月までに変更資料を甲に提出するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 第4条の規定に基づき、調査及び支援活動に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により行うものとする。

（防災訓練への参加）

第10条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のどこからも協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

（甲の解除権）

第12条 甲はこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙がこの協定に基づく調査及び災害応急復旧工事の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限に関わりなくこの協定を解除することができる。

（協議事項）

第13条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月17日

甲 度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻 村 修 一

乙 伊勢市小俣町本町917番地1
株式会社ジオ
代表取締役 中 西 徹

41 (4) 災害発生時における調査・設計及び支援活動に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と 株式会社弘洋コンサルタンツ伊勢営業所（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査・設計及び支援活動（以下「災害支援」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町内に災害が発生した際の災害支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において調査・設計とは、次に掲げるものとする。

(1) 災害により甲の管理する道路・河川・公園・建築物等施設、水路管路等施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した際の被害状況の測量調査・設計等（地すべり調査、水没箇所調査等）

(2) 公共施設に被害が発生した際の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点の仮復旧並びに確認書締結済みの官民境界点の復元

（支援活動の内容）

第3条 この協定において乙が行う「支援活動」の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害により町内の私有施設等に被害が発生した際の、測量及び技術的助言等に関する無料相談所の開設

(2) 甲と乙は、玉城町が管理する公共基準点に関する検討や協議

(3) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、災害支援を実施する必要がある際には、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、災害支援の実施について甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲と乙が協議のうえ、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や、書面による連絡が不可能な場合などは、甲は口頭での要請も行えるものとするが、この場合でも遅滞なく乙の構成員に対し書面による要請を行うものとする。

（災害支援の実施）

第6条 乙は、前条の要請に基づき災害支援を実施する際には、別紙受諾書（第2号様式）を甲に提出し、甲の指示に従い、速やかに乙の社員を動員し、災害支援を実施するものとする。但し、支援活動については、乙の判断により実施期間を伸縮することができるものとする。

（費用の精算）

第7条 甲は、第4条の協力要請により乙の社員が行った調査に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、当該年度の積算基準等を上限とするなど適正な額により精算を行なう。

2 支援活動に要した費用については無償とする。

（協力要請体制）

第8条 第5条に掲げる乙への協力要請に係る協議を円滑に行うため、乙はこの協定の締結後速やかに次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

(1) 調査・設計及び支援活動に係る乙の組織図

(2) 調査・設計及び支援活動に係る連絡担当者

(3) 調査・設計及び支援活動に従事できる社員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

2 乙は、前項に掲げる資料に変更があったときは、毎年6月までに変更資料を甲に提出するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 第4条の規定に基づき、調査及び支援活動に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により行うものとする。

（防災訓練への参加）

第10条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のどこからも協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

（甲の解除権）

第12条 甲はこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙がこの協定に基づく調査及び災害応急復旧工事の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限に関わりなくこの協定を解除することができる。

（協議事項）

第13条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月17日

甲 度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 伊勢市辻久留3丁目1番30号
株式会社弘洋コンサルタンツ伊勢営業所
所長 羽根文隆

41 (5) 災害発生時における調査・設計及び支援活動に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と 株式会社松阪コンサルタント（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査・設計及び支援活動（以下「災害支援」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町内に災害が発生した際の災害支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において調査・設計とは、次に掲げるものとする。

(1) 災害により甲の管理する道路・河川・公園・建築物等施設、水路管路等施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した際の被害状況の測量調査・設計等（地すべり調査、水没箇所調査等）

(2) 公共施設に被害が発生した際の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点の仮復旧並びに確認書締結済みの官民境界点の復元

（支援活動の内容）

第3条 この協定において乙が行う「支援活動」の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害により町内の民有施設等に被害が発生した際の、測量及び技術的助言等に関する無料相談所の開設

(2) 甲と乙は、玉城町が管理する公共基準点に関する検討や協議

(3) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、災害支援を実施する必要がある際には、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、災害支援の実施について甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲と乙が協議のうえ、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や、書面による連絡が不可能な場合などは、甲は口頭での要請も行えるものとするが、この場合でも遅滞なく乙の構成員に対し書面による要請を行うものとする。

（災害支援の実施）

第6条 乙は、前条の要請に基づき災害支援を実施する際には、別紙受諾書（第2号様式）を甲に提出し、甲の指示に従い、速やかに乙の社員を動員し、災害支援を実施するものとする。但し、支援活動については、乙の判断により実施期間を伸縮することができるものとする。

（費用の精算）

第7条 甲は、第4条の協力要請により乙の社員が行った調査に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、当該年度の積算基準等を上限とするなど適正な額により精算を行なう。

2 支援活動に要した費用については無償とする。

（協力要請体制）

第8条 第5条に掲げる乙への協力要請に係る協議を円滑に行うため、乙はこの協定の締結後速やかに次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

(1) 調査・設計及び支援活動に係る乙の組織図

(2) 調査・設計及び支援活動に係る連絡担当者

(3) 調査・設計及び支援活動に従事できる社員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

2 乙は、前項に掲げる資料に変更があったときは、毎年6月までに変更資料を甲に提出するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 第4条の規定に基づき、調査及び支援活動に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により行うものとする。

（防災訓練への参加）

第10条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のどこからも協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

（甲の解除権）

第12条 甲はこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙がこの協定に基づく調査及び災害応急復旧工事の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限に関わりなくこの協定を解除することができる。

（協議事項）

第13条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月17日

甲 度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻村修一

乙 松阪市下村町918番地の1
株式会社松阪コンサルタント
代表取締役 石原正憲

41 (6) 災害発生時における調査・設計及び支援活動に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と 株式会社明和プラテック（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査・設計及び支援活動（以下「災害支援」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町内に災害が発生した際の災害支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において調査・設計とは、次に掲げるものとする。

(1) 災害により甲の管理する道路・河川・公園・建築物等施設、水路管路等施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した際の被害状況の測量調査・設計等（地すべり調査、水没箇所調査等）

(2) 公共施設に被害が発生した際の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点の仮復旧並びに確認書締結済みの官民境界点の復元

（支援活動の内容）

第3条 この協定において乙が行う「支援活動」の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害により町内の民有施設等に被害が発生した際の、測量及び技術的助言等に関する無料相談所の開設

(2) 甲と乙は、玉城町が管理する公共基準点に関する検討や協議

(3) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、災害支援を実施する必要がある際には、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、災害支援の実施について甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲と乙が協議のうえ、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や、書面による連絡が不可能な場合などは、甲は口頭での要請も行えるものとするが、この場合でも遅滞なく乙の構成員に対し書面による要請を行うものとする。

（災害支援の実施）

第6条 乙は、前条の要請に基づき災害支援を実施する際には、別紙受諾書（第2号様式）を甲に提出し、甲の指示に従い、速やかに乙の社員を動員し、災害支援を実施するものとする。但し、支援活動については、乙の判断により実施期間を伸縮することができるものとする。

（費用の精算）

第7条 甲は、第4条の協力要請により乙の社員が行った調査に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、当該年度の積算基準等を上限とするなど適正な額により精算を行なう。

2 支援活動に要した費用については無償とする。

（協力要請体制）

第8条 第5条に掲げる乙への協力要請に係る協議を円滑に行うため、乙はこの協定の締結後速やかに次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

(1) 調査・設計及び支援活動に係る乙の組織図

(2) 調査・設計及び支援活動に係る連絡担当者

(3) 調査・設計及び支援活動に従事できる社員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

2 乙は、前項に掲げる資料に変更があったときは、毎年6月までに変更資料を甲に提出するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 第4条の規定に基づき、調査及び支援活動に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により行うものとする。

（防災訓練への参加）

第10条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のどこからも協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

（甲の解除権）

第12条 甲はこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙がこの協定に基づく調査及び災害応急復旧工事の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限に関わりなくこの協定を解除することができる。

（協議事項）

第13条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月17日

甲 度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町
玉城町長 辻 村 修 一

乙 多気郡明和町大字斎宮3576番地3
株式会社明和プラテック
代表取締役 細 渕 敏 史

42 災害時における福祉避難所に関する協定書

玉城町(以下「甲」という。)と社会福祉法人司会(以下「乙」という。)は災害時における福祉避難所の開設等について、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、玉城町内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用し、災害時避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)に対する協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開設の要請)

第2条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を要請することができる。

(施設の利用)

第3条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定め、可能な限り受け入れるものとする。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる要支援者は、町指定避難所での避難生活が困難な高齢者等とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として要支援者の家族及び介護者等(以下「避難支援等関係者」という。)が同伴するものとする。

(開設運営)

第4条 乙は、第1条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により、福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて当該福祉避難所に情報連絡員等を配置するものとする。

(備品等の貸与)

第5条 甲は、乙に対して要支援者に必要な乙所有のベッドや備品の貸与及び消耗品(オムツ等)の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(要支援者の搬送)

第6条 福祉避難所への要支援者の搬送は、原則として、当該要支援者の避難支援等関係者が行うものとする。

ただし、避難支援等関係者による搬送が困難な場合は、甲が要支援者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達)

第7条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食料、資材等の必要

な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、避難支援関係者の寝具(毛布等)の物資についても調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第8条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に要支援者を受け入れたときから、事態が収束するまでの期間とする。

- 2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
- 3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合、乙に対して福祉避難所の閉鎖を要請することができる。
- 4 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績を報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 要支援者が利用期間内に要した経費については、原則として協力を要請した甲の負担とする。ただし、甲が負担する経費の価格について甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

(情報の守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において、知り得た情報を甲以外のもに漏らしてはならない。

(訓練等)

- 第11条 乙は、福祉避難所運営マニュアル等を作成し、これに基づいて定期的に福祉避難所運営訓練等を実施するものとする。
- 2 甲は、福祉避難所運営マニュアルの作成、訓練等の実施について協力・支援するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲・乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、期限終了の日の1箇月前までに、甲・乙いずれからも意思表示がない時は、翌年度においても自動的に更新するものとする。その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月17日

- 甲 三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2
玉城町長 辻 村 修 一

- 乙 三重県度会郡玉城町原字風呂山 2835 番地
社会福祉法人司会
理事長 口 野 美智子

43 (1) 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と有限会社高口石油店（以下「乙」という。）は、大規模災害時における石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、玉城町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生する恐れがある場合において、甲が行う災害対策活動に必要な燃料の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受託）

第2条 甲は災害時に燃料の調達が必要となったときは、燃料供給要請書（別記様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、燃料の優先供給に努めるものとする。

（燃料の種類）

第3条 前条の燃料の種類は、次のとおりとする。

- (1) ガソリン（レギュラーガソリン、混合ガソリン（25：1））
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) その他乙の取扱商品

（燃料の引き渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に燃料を運搬し、又は乙の給油所にて、直接車両等に給油し、又は引き渡すものとする。

2 災害現場で活動中の車両等への給油は、乙が所有する危険物運搬車両としての関係法令に基づく必要な措置を講じた車両で、災害現場へ石油類燃料を運搬し給油するものとする。

3 乙は、引き渡し終了後、すみやかに燃料等供給完了報告書（別記様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された燃料等の費用及び運搬に要する費用（以下「経費」という。）について負担するものとする。

2 前条の経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は甲においては総務政策課長、乙においては代表取締役とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月31日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長 辻 村 修 一

乙 三重県度会郡玉城町田丸226-5
有限会社高口石油店
代表取締役 高 口 直 樹

43 (2) 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と見置石油店（以下「乙」という。）は、大規模災害時における石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、玉城町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生する恐れがある場合において、甲が行う災害対策活動に必要な燃料の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受託）

第2条 甲は災害時に燃料の調達が必要となったときは、燃料供給要請書（別記様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、燃料の優先供給に努めるものとする。

（燃料の種類）

第3条 前条の燃料の種類は、次のとおりとする。

- （1）ガソリン（レギュラーガソリン、混合ガソリン（25：1））
- （2）軽油
- （3）灯油
- （4）その他乙の取扱商品

（燃料の引き渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に燃料を運搬し、又は乙の給油所にて、直接車両等に給油し、又は引き渡すものとする。

2 災害現場で活動中の車両等への給油は、乙が所有する危険物運搬車両としての関係法令に基づく必要な措置を講じた車両で、災害現場へ石油類燃料を運搬し給油するものとする。

3 乙は、引き渡し終了後、すみやかに燃料等供給完了報告書（別記様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された燃料等の費用及び運搬に要する費用（以下「経費」という。）について負担するものとする。

2 前条の経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は甲においては総務政策課長、乙においては店主とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月31日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長 辻 村 修 一

乙 三重県度会郡玉城町勝田5047-4
見置石油店
店主 見 置 優

43 (3) 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と森岡石油店（以下「乙」という。）は、大規模災害時における石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、玉城町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生する恐れがある場合において、甲が行う災害対策活動に必要な燃料の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受託）

第2条 甲は災害時に燃料の調達が必要となったときは、燃料供給要請書（別記様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、燃料の優先供給に努めるものとする。

（燃料の種類）

第3条 前条の燃料の種類は、次のとおりとする。

- (1) ガソリン（レギュラーガソリン、混合ガソリン（25：1））
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) その他乙の取扱商品

（燃料の引き渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に燃料を運搬し、又は乙の給油所にて、直接車両等に給油し、又は引き渡すものとする。

2 災害現場で活動中の車両等への給油は、乙が所有する危険物運搬車両としての関係法令に基づく必要な措置を講じた車両で、災害現場へ石油類燃料を運搬し給油するものとする。

3 乙は、引き渡し終了後、すみやかに燃料等供給完了報告書（別記様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された燃料等の費用及び運搬に要する費用（以下「経費」という。）について負担するものとする。

2 前条の経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は甲においては総務政策課長、乙においては店主とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月31日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長 辻 村 修 一

乙 三重県度会郡玉城町原3660-1
森岡石油店
店主 森 岡 暢 幸

44 災害時における施設利用に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）とパナソニック株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用等について、次のように協定を締結する。

（目的）

第9条 この協定は、玉城町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の所有・管理する施設の一部を避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所として利用できる施設の範囲）

第2条 甲が避難場所として使用できる範囲は、守衛棟前の駐車場、構内通路、トイレ及びホールなど、乙が承諾した施設の範囲とする。

2 避難は車中避難を原則とする。

（避難場所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難場所を開設する必要がある場合、乙が承諾した施設を避難場所として開設することができる。

2 甲は、避難場所を開設したときは、可能な限り連絡要員として町職員を派遣するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定に基づき避難場所を開設する際、事前に乙に対しその主旨を通知するものとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品等の破損時の対応）

第6条 施設・備品等の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

ただし、災害による損害は除く。

（事故等に係る責任）

第7条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故による責任は一切負わないものとする。

（開設期間）

第8条 避難場所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、期間を延長することかできる。

（避難場所閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙の事業継続に配慮するとともに、当該避難場所の早期閉鎖に努めるものとする。

2 閉鎖する場合は、その施設を原状に復し、整理整頓を行い、乙の確認を受けた後、避難場所を閉鎖するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、期限終了の日の1箇月前までに、甲・乙いずれからも意思表示がない時は、翌年度においても自動的に更新するものとする。その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年9月2日

甲 三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2
玉城町長 辻 村 修 一

乙 三重県度会郡玉城町田宮寺 468 番地 1
パナソニック株式会社
インダストリアルソリューションズ社
メカトロニクス事業部伊勢工場
伊勢地区 拠点長 横 田 茂

45 大規模災害時における物流支援に関する協定書

玉城町（以下「甲」）という。）と合資会社西村商店（以下「乙」という。）は、大規模災害時における支援物資の物流支援等について、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は玉城町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、支援物資の荷捌きを円滑に行うために、乙の所有するフォークリフト等の協力支援について必要な事項を定める。

（支援の要請）

第2条 甲は災害時等において、支援物資の荷捌を円滑に行うため、フォークリフト等の物流機材が必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する町支援物資拠点（お城公園広場）へ配車を要請するものとし、乙は甲から要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 配車の要請は、災害発生時の特異な状況下にあることから、電話又は口頭により行うものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について確認するとともに、災害時等に支障をきたさないよう努めるものとする。

（協力要請の内容）

第4条 協力要請の内容は以下のとおりとする。

- （1） 災害時等にフォークリフトによる支援物資の積み降ろし作業及びオペレーター（以下「構成員」という。）の派遣。
- （2） 玉城町が開催する防災訓練への参加。
- （3） その他必要と認められる時。

（協力活動の実施）

第5条 町支援物資拠点に到着した乙の構成員は、甲が指名する現場指揮責任者の指示に従い活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による要請により、乙に発生する経費の甲における負担額は、災害時等の直前における燃料費、人件費等を基礎とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（災害の補償）

第7条 協力活動中において、乙の構成員及びフォークリフトに生じた損害の補償の取扱いは次のとおりとする。

- （1） 乙の構成員が協力活動中に死亡若しくは負傷し、又は協力活動中に起因する疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、災害に伴う応急措置

の業務に従事した者に対する玉城町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第9号）第1条が適用されるときは、甲が補償する。

(2) 乙の構成員が通勤時等における交通事故等により、自ら被り、第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(3) 乙の保有するフォークリフトが協力活動中に破損等の損害が生じた場合は、乙の加入する損害保険等により対応するものとする。

(経費の請求等)

第8条 乙は災害が終息した時点で、甲に対して経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、この協定の満了する日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がない場合は、更にこの協定を1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年10月28日

甲 度会郡玉城町田丸114-2
玉城町
玉城町長 辻 村 修 一

乙 度会郡玉城町田丸244
合資会社 西村商店
代表社員 西 村 武 雅

46 災害時における施設利用に関する協定書

玉城町（以下「甲」という。）と美和ロック株式会社 玉城工場（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用等について、次のように協定を締結する。

（目的）

第10条 この協定は、玉城町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の所有・管理する施設の一部を避難場所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難場所として使用できる施設の範囲）

第2条 甲が避難場所として使用できる範囲は、駐車場（指定する場所）、構内通路、トイレ及びホールなど、乙が承諾した施設の範囲とする。

2 避難は車中避難を原則とする。

（避難場所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難場所を開設する必要がある場合、乙が承諾した施設を避難場所として使用することができる。

2 甲は、避難場所を開設したときは、可能な限り連絡要員として町職員を派遣するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定に基づき避難場所を開設する際、事前に乙に対しその主旨を通知するものとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品等の破損時の対応）

第6条 施設・備品等の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

ただし、災害による損害は除く。

（事故等に係る責任）

第7条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等による責任は一切負わないものとする。

（開設期間）

第8条 避難場所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、期間を延長することかできる。

（避難場所閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙の事業継続に配慮するとともに、当該避難場所の早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、避難場所を閉鎖する場合は、その施設を原状に復し、整理・清掃を行い、乙の確認を受けた後、閉鎖するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、期限終了の日の1ヶ月前までに、甲・乙いずれからも意思表示がない時は、翌年度においても自動的に更新するものとする。その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年12月21日

甲 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町長 辻村修一

乙 三重県度会郡玉城町山神1028番地1
美和ロック株式会社 玉城工場
専務取締役 鈴木芳雄